

財政政策の理論と現実

——現代日本の財政問題を中心に——

松 川 周 二

はじめに

- I 財政政策の理論
- II 財政赤字の経済学
- III 諸外国の財政再建
- IV 日本の財政問題
- V 行財政改革の試み
- VI 補論

はじめに

本論は、財政をめぐるさまざまな問題を現代の日本を中心に、理論的かつ具体的（しかし平易）に明らかにすることを目的としている。

I 章で財政政策のこれまでの理論的發展を整理し、II 章では財政赤字の原因・弊害・その限界について理論的な説明を行なう。

III 章で諸外国の財政再建の取り組みを紹介し、IV 章では、60年代から今日に到るまでの日本の財政赤字の問題を検討したうえで、V 章において、多くの課題を抱える日本の財政に関して、近年のいくつかの新しい試みを紹介する。最後の VI 章は補論とし、本論文の内容の充実をめざす。

I 財政政策の理論

〔1〕 ケインズ以前の財政政策論

古典派経済学の流れをくむケインズ以前の正統派経済学は、「安価な政府」を支える**中立的な財政**を理想とするものであり、その核心は、以下の4つの財政原則によって示される。

- (1) **予算の均衡**——家計と同様に政府予算も赤字は極力回避されるべきである。財政赤字は不換紙幣の増発によって補填されやすく、ほとんどの場合、インフレーションを招く。
- (2) **予算規模の最小化**——政府支出の多くが浪費であるのに対して、政府支出を賄う租税は貯蓄の減少を意味する。貯蓄の減少は民間投資を減らして経済成長を妨げる。
- (3) **消費税中心の租税**——貯蓄の減少につながる所得税や資産課税よりも消費税の方が望ましい。
- (4) **公債発行の抑制**——公債発行による赤字予算は政府支出の安易な膨張を促し、将来の財政運営の負担が増大させる。また公債発行は多くの場合、民間投資に向う資金の減少を意味するから、この面からも経済成長を阻害する。したがって公債発行による財政支出は生産的な公共投資に限られ、かつ出来るだけすみやかに償還されなければならない。

以上のように正統派の場合には、①市場経済は価格の調整機能によって均衡状態が維持されている、②総需要は安定的であり、価格や賃金率が十分に伸縮的ゆえに完全雇用が実現している、③激しい景気変動は多くの場合、財政政策の失敗であり、財政赤字に基因するインフレーションとその後の反動不況であることなどが、暗黙のうちに前提となっているのである。

〔2〕 ケインズの財政政策

1930年代の大不況は、民間投資の急激かつ大規模な減少によって引き起こされた史上最悪の大不況であり、この経験は正統派経済学が信奉する「均衡と安定の資本主義経済観」を根底から覆える。

1936年、大不況の経験をもとにケインズは、総需要（とりわけ民間投資）が不安定で、かつ不足する経済——すなわち不完全雇用下の経済を前提として、『一般理論』を著わすが、明らかにそれは、正統派の4つの財政原則を否定するものである。すなわちケインズ派は、財政政策の総需要効果に注目し、総需要安定化の最も有効な手段とみなしたのであり、それゆえ財政政策は次のように変更される。

- (1) 財政収支は、不況期には総需要の不足を補うために赤字化が、インフレ・景気過熱期には逆に黒字化が要請される。
- (2) 不況期に均衡財政を維持しようとするれば、不況はさらに深刻化する。なぜなら、不況期には税収が減少するので、それに合せて財政支出を削減すると総需要の不足がさらに増大するからである（インフレ・過熱期の場合も同じである）。
- (3) 総需要の不足による不況が生じやすい経済では、所得や富の分配の不平等を是正する課税政策（累進税率の所得税や利子課税など）は消費性向を高めることにより、総需要の増加に寄与する。
- (4) 不況で民間投資が落ち込み、過剰貯蓄の状態にあるならば、国債発行による公共投資は市中の遊休資金を活用することになり、民間投資を阻害せず、総需要を増加させることができる。

以上のようにケインズ派のマクロ理論では、財政支出の増加は、総需要（したがって国内総生産＝国民所得）を増加させるが、それは、周知の45°線を用いた国民所得 Y の決定理論（乗数理論）によって説明できる。

いま、財政支出と所得税を含む経済を想定し、 t を所得税率、 T を所得税収、 G を財政支出、民間投資を I とすると、消費 C は $c(Y-T) + C_0$ であり、 $T=cY$ であるから、

$$C=c(Y-T)+C_0=c(1-t)Y+C_0$$

となり，マクロ経済の均衡式は

$$Y=c(1-t)Y+I+G+C_0$$

$$Y=\frac{1}{1-c(1-t)}(C_0+I+G) \quad \cdots \cdots (1-1)$$

となる。それゆえ，(1-1)式より，

$$\Delta Y=\frac{1}{1-c(1-t)}\Delta G \quad \cdots \cdots (1-2)$$

を得るが，これは財政支出の増加はその $\frac{1}{1-c(1-t)}$ 倍（たとえば $t=0.2$ ， $c=0.6$ とすると約2倍）の国内総生産（＝国民所得）の増加をもたらすことを意味する。

したがって，もし民間投資が急激に減少し，それが国内総生産をその乗数倍だけ減少させ，国内総生産の減少がさらに民間投資の減少を招くような厳しい不況の状況下においては，不況の悪循環に陥るのを避け，総需要の累積的な下落をくい止めるためにも，大胆かつ迅速な財政支出の増加が要請される。また，民間投資の低迷による慢性的不況の状況のもとにおいても，民間投資の不足を補うという意味で補整的な財政政策が必要となるというのが，ケインズ派の財政政策論（フィiscal・ポリシーとも呼ばれる）の核心である。

〔3〕 財政の自動安定効果と構造的財政赤字

〔2〕で述べたように，不況を進行を阻止し，さらに景気回復を促すための，公債発行による赤字財政政策をケインズ政策と呼ぶことが多いが，ケインズが最も強く批判したのは，税収が減少する不況期に財政支出を削減する均衡財政主義である。すなわち景気変動による税収の増減に左右されずに財政支出を安定的に維持すること（失業給付金などの自動的な増減を含む）が，景気の安定化に寄与することを，財政構造の自動安定効果という。すなわち，所得税や失業給付金のように財政構造に組み込まれた伸縮性（built in stabilizer）が総需要の変動を自動的に補整し緩和するのであり，このことは次のモデルで簡単に知るこ

とができる。

前節の(1-1)式より，民間投資 I の変化についても政府支出の場合と同様に，

$$\Delta Y = \frac{1}{1-c(1-t)} \Delta I \quad \cdots \cdots (1-3)$$

である。一方，政府（財政支出 G と租税 T ）の存在しない経済においては，

$$\Delta Y^* = \frac{1}{1-c} \Delta I \quad \cdots \cdots (1-4)$$

であるから，(1-3)式と比較すると， $\frac{1}{1-c} > \frac{1}{1-c(1-t)}$ であることがわかる。つまり， I の増加は乗数理論によって Y を増加させるが，所得税が存在する経済では $t \cdot \Delta Y$ だけの税収増加が生じるから，それだけ乗数値が低下し民間投資の乗数効果を弱め， $\Delta Y < \Delta Y^*$ となり， Y の変動を緩和しているのである。

そこでさらに，その効果の程度を計算すると，

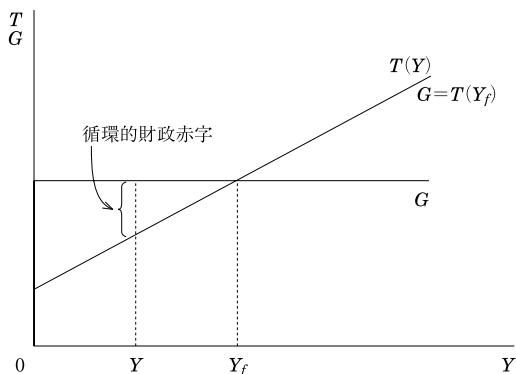
$$\frac{\Delta Y^* - \Delta Y}{\Delta Y^*} = \frac{ct}{1-c(1-t)} \quad \cdots \cdots (1-5)$$

となるので，具体的に $c=0.7$ ， $t=0.2$ を代入してみると，(1-5)式の値は0.318であり，この結果，民間経済がもたらした所得変動のうち約 $\frac{1}{3}$ が財政を通じて自動補整的に安定されたことになる。

以上のように，構造的伸縮性（英語のビルトイン・スタビライザーと呼ばれる方が一般的である）による景気安定化は，自由裁量的な財政政策のもつ諸問題（必要となる時期から効果が生じるまでのタイムラグや財政赤字の拡大傾向など）を回避できる利点があるため，裁量的な財政政策に批判的なエコノミストからも支持される。

しかしケインズ派の論者は財政の自動安定効果が働くと，景気回復期における国内総生産 Y の増加が抑えられるという欠点を指摘し，不況期は減税政策などによって Y の増加を促すことが必要であると主張する。すなわち財政の自動安定化効果のみで十分なのは，完全雇用（下の Y_f ）が常態の経済であり，このよう経済では現実の Y が Y_f から乖離するの抑制する効果はあるが，景気

図 1-1



回復期には財政の自動安定効果のみでは不十分なのである。

そこで重要となるのが、**構造的財政赤字（黒字）**と**循環的財政赤字（黒字）**の区別である。前者は完全雇用下の国内総生産 Y_f が実現している状態における、景気変動に左右されない財政赤字（黒字）であり、後者は景気変動によって Y が Y_f から離れている不均衡下における財政赤字（黒字）である。

いま、経済の租税構造を関数 T で表わすと、税収 T は、 $T = T(Y)$ となり、

$$\text{構造的財政赤字} = G - T(Y_f) \quad \cdots \cdots (1-6)$$

となるのに対して、循環的財政赤字は現実の赤字から構造的赤字を引いた部分であるから

$$\begin{aligned} \text{循環的財政赤字} &= G - T(Y) - \{G - T(Y_f)\} \\ &= T(Y_f) - T(Y) \quad \cdots \cdots (1-7) \end{aligned}$$

となる。したがって現実の財政赤字は構造的財政赤字と循環的財政赤字との和なので、

$$\text{現実の財政赤字} = \underbrace{G - T(Y_f)}_{\text{構造的要因}} + \underbrace{T(Y_f) - T(Y)}_{\text{循環的要因}} \quad \cdots \cdots (1-8)$$

で示され、(1-8)式より現実の財政赤字は次の3つのケースで説明できる。

(1) 構造的財政収支が均衡 ($G = T(Y_f)$) しているケース——現実の財政赤字

図 1-2

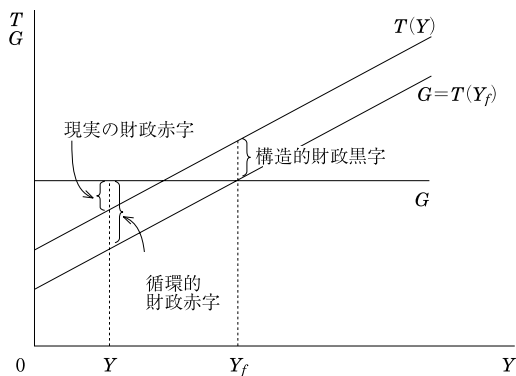
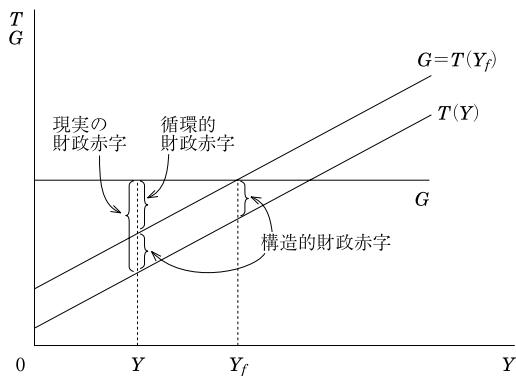


図 1-3



(黒字)が循環的要因で説明できる(図1-1)。

- (2) 構造的財政収支が黒字 ($G < T(Y_f)$) のケース——この場合には税率の引き下げなどによって $T(Y_f)$ を下方へシフトさせて G と $T(Y_f)$ の均衡を実現することが求められる。またこの状態で現実の財政が赤字ならば、循環的な赤字がきわめて大きいことを意味するので、減税などの総需要拡大政策が必要となる(図1-2)。

- (3) 構造的財政収支が赤字 ($G > T(Y_f)$) のケース——この場合には経済が不

況を脱して Y_f を実現しても、依然として財政赤字が残ることになるから、財政支出 G の削減や税率の引き上げが必要となる（図1-3）。

〔4〕 ニューエコノミックスとマネタリスト派の批判

第二次大戦後の資本主義諸国は、危惧された長期不況を経験することなく順調な回復を遂げたが、その一方でソ連を盟主とする社会主義陣営との対立が激化し、いわゆる東西冷戦は政治的・軍事的な対立だけに留まらず、**資本主義 vs 社会主義**という経済体制の優劣を競う対立に発展したのである。

このような時代背景のもと、1961年に高度成長（5%）と完全雇用（4%）の実現を掲げたケネディー（J.F. Kennedy）が大統領に就任、ケインズ派の若き俊英エコノミスト（ヘラーやトービンなど）を集めて、ニューエコノミックスを提唱する。

1960年代の米国で主流となったニューエコノミックスは、伝統的なミクロ経済学（市場—価格機構重視の経済学）とマクロ経済学（経済の安定・成長と高雇用を重視する経済学）との統合をめざすもので、経済政策においては、完全雇用と高度成長を目標とする財政政策と金融政策の裁量的なポリシー・ミックスであり、財政政策においては、減税政策の積極的な活用をその特徴とする。すなわち新主流派（ニューエコノミックス派）は、構造的財政黒字（当時は完全雇用財政余剰と呼ばれた）の概念を用い、現状は完全雇用以下の雇用水準（したがって $Y < Y_f$ ）であり、かつ完全雇用下では財政余剰が生じる $\{G < T(Y_f)\}$ と予想し（図1-2のケース）、減税政策が雇用の改善を促すと主張した。そしてまた、民間企業の積極的な設備投資と技術革新によって潜在的な経済成長率（供給サイドからみた実現可能な成長率）が高まり、そのもとで現実の高い経済成長を実現しようとするならば、投資を促進するための投資減税や経済成長に伴う税の自然増収が成長を阻害しないような所得税減税が必要となるという見解である。

実際、低金利政策に加え投資減税による民間投資の喚起政策と所得税減税による消費刺激策が功を奏し、米国経済は1961年から68年までの8年間で4.8%（それ以前の8年間平均は2.7%）の高度成長を実現したが、その間インフレ率も

上昇し始める。新主流派のエコノミストはインフレは完全雇用と高度成長という成果の代価（コスト）であると主張するものの、米国経済は次第に低成長下のインフレ・失業率の上昇という最悪の方向へ進んでいく。

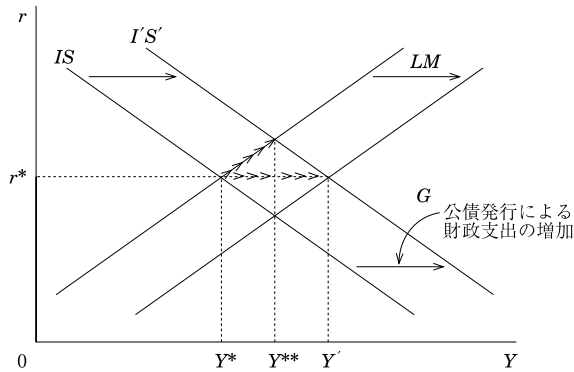
以上のように、新正統派の経済政策の失敗が明らかになると同時に、フリードマン（M. Friedman）を中心とするマネタリスト（新自由主義）派が台頭し始める。

マネタリスト派は基本的には、経済的自由を保証し競争的市場を維持・強化するならば、市場経済は価格の自動調整メカニズムによって安定と均衡を実現するという立場であり、ケインズ派によって批判され否定された古典派（旧正統派）の再生を目指すものである。したがってマネタリスト派によれば、総需要の変動によるインフレーションや大不況は、政策当局の誤った貨幣政策（裁量的な貨幣政策によって生じる急激なマネーサプライの変動）によって引き起こされるから、政策当局はマネーサプライの伸び率を適切な水準にコントロールすべきであり、それが実現できれば、経済はインフレなき安定成長を実現できることになる。

では、財政政策はどのように評価されるのだろうか——マネタリスト派は、次のように主張して新正統派の財政政策を批判する。

- (1) [3]で述べた財政の自動安定化（ビルトイン・スタビライザー）の有効性は認めるが、総需要安定化のための裁量的な財政政策は逆に不安定性を高める結果になるとして否定する。なぜなら、財政当局が不況であることを認識し、財政支出の具体的内容を検討し、議会が審議して承認し、実際に支出されその効果が生じるまでに相当の時間がかかってしまい（いわゆる認知—実行—効果ラグの存在）、そのため財政政策が総需要を増加させる頃には、景気は既に回復しているのだから、逆に景気過熱を促してしまうからである。
- (2) 公債発行による財政支出の拡大は、多くの場合、民間投資を減少させるクラウディング・アウト効果が働くので、それだけ総需要の増加は抑えられる。クラウディング・アウト効果とは、公債発行による金利の上昇が民

図 1-4



間企業の設備投資や住宅建設の減少を招くというものであり、周知の **IS-LM 理論**によって説明される。

図 1-4 のように、公債発行による財政支出の増加は、 IS 曲線を右へシフトさせ、国内総生産（国民所得） Y を増加させるが、それは取引的・予備的動機による貨幣需要の増加となり、金融市場で利子率 r が上昇する（たとえば銀行が資金調達のために手持ちの国債を売却すれば、債券価格は下落し利子率 r は上昇する）から、 Y は Y' （クラウディング・アウトが生じないケース）に向うのではなく、 Y^{**} に向うことになる。

したがって LM 曲線の傾きが急なほどクラウディング・アウト効果が大きいので、政策当局は総需要効果を高めるために、貨幣供給を増加して LM 曲線を右へシフトさせるから、 r は上昇せず Y は Y' に向って増加する。しかしこの場合の Y の増加の多くは実質的な総生産の増加ではなく、インフレによる名目的な増加なのである。

Ⅱ 財政赤字の経済学

〔1〕 財政政策の有効性の低下

近年、先進各国は程度の差こそあれ、財政赤字と国債残高の増加に直面しており、痛みを伴う財政再建を余儀なくされている（本論のⅢ）。このように先進各国の財政赤字の定着は、社会保障関係費を中心に歳出が高率で増加したのに対し、増税がそれをカバーできなかったことに加え、不況期の財政赤字政策が十分な効果をあげなかったことが主たる原因である。

ではなぜ、国債発行による財政支出政策が十分な効果をあげなくなったのだろうか。これまで次のような要因が指摘されている。

- (1) クラウディング・アウト効果——IS-LM理論が教えるように、国債発行は利子の上昇を招いて民間投資を抑制する。
- (2) バロー＝リカード効果——政府が国債を発行（財政赤字化）すると、国民は将来の増税に備えて貯蓄を増加させるから、消費性向が低下し、それだけ乗数効果が小さくなる（補論の4）。
- (3) マンデル＝フレミング効果——国債発行によって利子率が上昇すると、国内と外国との金利差から資本の輸入超過（資本収支の黒字化）が生じ、自国通貨高（日本ならば円高・ドル安）となるので、貿易収支が赤字化し、景気の抑制要因となる。
- (4) 非ケインズ効果——ケインズ派理論では、公共投資の増加は、民間投資の喚起要因であっても抑制要因ではないが、現実には必ずしもそうではない。たとえば将来の生産性向上につながらない非効率な公共投資が実施されると、企業の期待成長率が低下して投資が抑えられる。
- (5) 経済のグローバル化——総需要の増加のうち以前よりも多くが輸入の増加となっている。
- (6) 所得税の限界税率の上昇

したがって、以上のような諸要因によって財政支出の乗数値が低下しているならば（多くの実証研究は、高度成長期には2～3程度であった乗数値が最近では、1.3～1.5程度に低下したと報告している）、それは公共投資の需要創出効果が建設業界（と関連産業）に集中し、所得増加による消費財需要の増加が小さいことを意味する。すなわち建設業界はさらに公共投資依存体質となり、あらゆるルートを通じて公共投資の維持・拡大を画策し、結局は無駄で高コストの公共事業を温存させてしまうことになる。

それゆえ、このような状況をふまえると、総需要の増加をめざす財政赤字政策は、公共投資の増加ではなく、所得税減税の方が望ましいといえる（財政赤字による景気刺激策が必要でしかもバロー＝リカード効果が小さいケースに限られるが）。なぜなら、減税によって消費が増加するならば、その効果は消費財産業全体に広がり、少なくとも特定の産業にのみ利益が偏らないというメリットがあるからである。

〔2〕 財政赤字の弊害

慢性的な財政赤字による国債の累積残高は、マクロ経済にどのような影響を及ぼすのだろうか。理論的には次の4つの問題が指摘される（図2-1）。

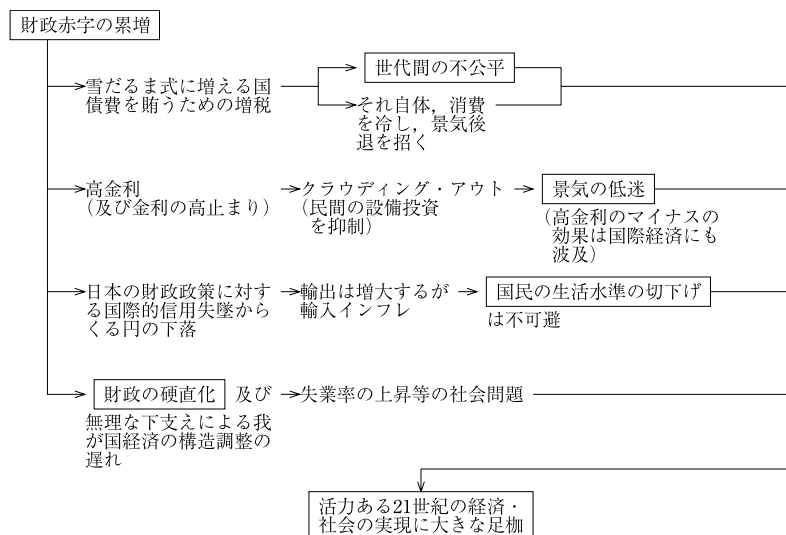
（1） クラウディング・アウトとインフレの危機

国債の大量発行は利子率の上昇を通じて民間投資を抑制するが、政策当局が利子率の上昇（国債価格の下落）を抑えようとしてマネーサプライの増加を加速させると、インフレの危機が高まってくる。

（2） 財政の持続可能性と市場の信認の低下

財政の持続可能性（sustainability）とは国債の長期的な償還の可能性の意味であり、その可能性が低下するとデフォルト（債務不履行）の不安が市場で広がり始める。すなわち、国債による財政赤字の資金調達は後年の利払い負担を伴うため、財政赤字が続くと、利払い費用の増加がさらなる財政赤字を生むという悪循環に陥り、債務不履行の可能性が高まってくる。このようにして財政の持続可能性に対する疑念が広がり、当該国の国債を保有するリスクが高まると、

図2-1 財政赤字の弊害



(出所) 石 [1996] より転載

国債価格の暴落や資金の流出による当該国の通貨価値の急落が避けられない事態となるのである。

(3) 財政の硬直化

国債残高の累増による利払い費用の通増的な増加は、歳出における利払い費の比率を高めるため、政策的な経費として使える金額を減少させてしまう。これが財政の硬直化という問題であり、裁量で使える金額を増やそうとすれば増税以外に方法がなくなってしまう。

(4) 国債の負担の増加

国債の発行すると、当面は増税しないで済むが、やがては償還するために増税しなければならないから、将来世代へ負担を転嫁させるという問題である。しかしながら「国債発行は後世代の負担である」という常識的な見解に対して、さまざまな見解が示されている（補論の5）。

以上のように、国債発行による財政赤字に対して多くの問題点が指摘され、

その削減が求められているが、その一方で財政赤字を擁護する見解もあり、それが以下で説明するマクロ・バランス論である。

国内総生産（国民所得）は分配面からみると、消費 C と貯蓄 S と税金支払い額 T であり、支出面からみると、消費 C と投資 I と財政支出 G である。マクロ経済の均衡状態では $C+S+T=C+I+G$ であるから、

$$\text{過剰貯蓄 } (S-I) = \text{財政赤字 } (G-T) \quad \cdots \cdots (2-1)$$

を得ることができ、これが閉鎖経済における財政収支を導入したマクロ・バランス式である。そこで財政赤字擁護派の論者は、財政赤字が民間投資の不足による過剰貯蓄を吸収しているのでマクロ経済は均衡しているが、もし財政支出の削減や増税を行なうと均衡が崩れて過剰貯蓄の状態となり、不況が進行してしまうと主張する。

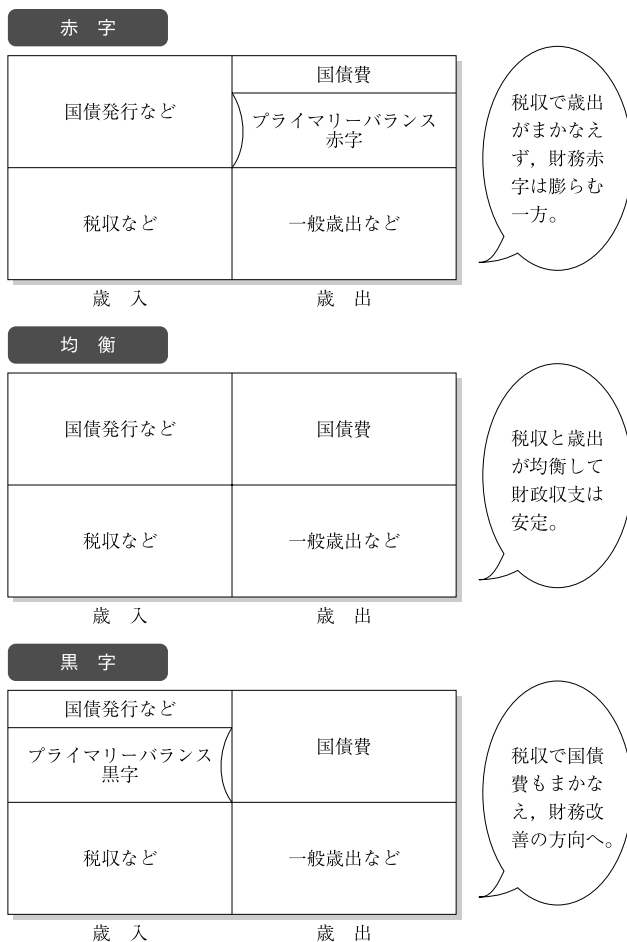
では、この財政赤字擁護論は正しい見解なのだろうか。確かに急激かつ大幅な財政の黒字化は、乗数理論によって国内総生産を減少させ、政策不況を招く可能性は否定できない。しかし、着実な財政赤字の削減策は必ずしも不況をもたらすとはいえない。確かに公共支出の削減は、公共支出に依存する産業にとっては売上高の減少となるが、逆にそれはビジネスチャンスでもあり、新事業が展開されれば、経済は活性化するだろう。もちろん、財政の黒字化は利子率の低下による民間投資の増加や、バロー＝リカード効果による消費の増加が生じることも期待できる。

〔3〕 プライマリー・バランスと財政赤字の限界

現在の日本のように、大量の国債発行を続けていると、利払い費用が加速度的に増加し、やがて歳出のすべてを利払いにあてても足りず、利払いをためにさらに国債を発行せざるをえない状況に陥る。これが典型的な財政破綻であり、デフォルト（国家破産）への道である。

では逆に考えると、どの程度までなら国債を長期的に発行できるのだろうか。そこで注目されるのが、プライマリー・バランス（基礎的財政収支）均衡という指標であり、それは、①今期の利払い費を除く歳出（今期の国民生活に必要な財

図 2-2 プライマリー・バランスとは何か



政支出）と税収（今期の国民の税負担）が等しいこと、換言すれば今期の利払い費と新規の発行額が等しいことである。それゆえ、もしプライマリー・バランスが黒字ならば、税収が利払い費用を除く歳出を超えるから、税収の一部を債務の返済にあてることができ、逆に赤字ならば利払い費を払うための新規の国債発行が必要となることを意味する（図2-2）。

しかし、たとえプライマリー・バランスの均衡が回復したとしても、それだけでは財政再建は保証されない。プライマリー・バランスが均衡し、国債残高の拡大がGDP比でみて止まるためには、経済の名目成長率が国債利子率を上回る必要がある。なぜなら、利子率が大きく上昇すれば利払い費が増加して、そのための国債発行を余儀なくされるからであり、また名目成長率が低いほど、債務残高の対GDP比が高まってくるからである。

そこで以上の2つの基準の意味を簡単なモデルで説明しよう。

いま、 t 期初めの国債残高を B_{t-1} 、 G_t を一般歳出、 T_t を税収、 r を（国債）利子率とすると、利払い費用は rB_{t-1} であるから、

$$\text{財政赤字} = rB_{t-1} + G_t - T_t$$

である。次に t 期末の国債残高を B_t とすると、財政赤字は $B_t - B_{t-1}$ であるから、

$$B_t - B_{t-1} = rB_{t-1} + G_t - T_t$$

$$B_t = (1+r)B_{t-1} + G_t - T_t \quad \dots\dots(2-2)$$

であり、ここで $(G_t - T_t)$ がプライマリー・バランスである。

われわれは国債残高のGDP比に注目しているので、(2-2)式を名目GDPの Y_t で割ると

$$\frac{B_t}{Y_t} = (1+r) \frac{B_{t-1}}{Y_t} + \frac{G_t - T_t}{Y_t}$$

となるが、 $\frac{B_{t-1}}{Y_t} \equiv \frac{Y_{t-1}}{Y_t} \cdot \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}}$ を用いると、

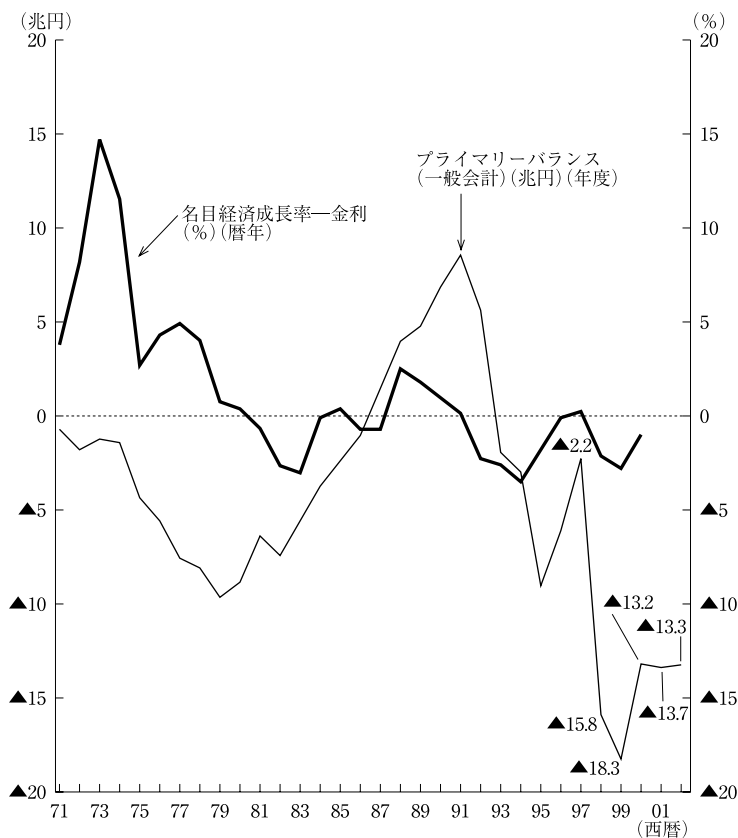
$$\frac{B_t}{Y_t} = (1+r) \frac{Y_{t-1}}{Y_t} \cdot \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} + \frac{G_t - T_t}{Y_t} \quad \dots\dots(2-3)$$

となる。一方、 Y の成長率 g は $\frac{Y_t - Y_{t-1}}{Y_{t-1}}$ で示されるので、 $\frac{Y_{t-1}}{Y_t}$ は $\frac{1}{1+g}$ となり、これを(2-3)式に代入すると、

$$\frac{B_t}{Y_t} = \frac{1+r}{1+g} \cdot \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} + \frac{G_t - T_t}{Y_t} \quad \dots\dots(2-4)$$

となる。そこで $\frac{1+r}{1+g}$ の分子と分母に $(1-g)$ を掛けると、 $\frac{1+r-g-rg}{1-g^2}$ と

図 2-3 プライマリー・バランスの推移



(出所) 高橋 [2002] より転載

なるが、 r と g は 1 以下の小さな値であるから、近似的に $g^2 \div 0$ 、 $r \cdot g \div 0$ と仮定することができ、結局、(2-4)式は、

$$\frac{B_t}{Y_t} = (1+r-g) \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} + \frac{G_t - T_t}{Y_t}$$

となり、さらに右辺の第 1 項を左辺に移行して

$$\frac{B_t}{Y_t} - \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} = (r-g) \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} + \frac{G_t - T_t}{Y_t} \quad \dots\dots (2-5)$$

をえる。これが国債残高の対 GDP 比の推移を示す基本方程式であり、この式より、次のことがわかる。

国債残高の対 GDP 比の変化は、利子率と経済成長率の差 ($r-g$) に前期の国債残高の対 GDP 比率をかけたものに、プライマリー・バランス赤字 ($G_t - T_t$) の対 GDP 比を加えた式で示され、利子率が高い程、経済成長率が低い程、これまでの国債残高が大きい程、プライマリー・バランスが赤字である程、国債残高の対 GDP 比は上昇していくことがわかる。

そこで(2-5)式を用いて、戦後の先進諸国を概観すると、60年代までは財政赤字は小さく、かつ高度成長の時代であったために問題はなかった。70年代も実質成長率は低下したがインフレで名目成長率は低下しなかったために、国債残高の対 GDP 比の上昇はみられなかった。しかし80年代に入ると、経済成長率が急激に落込みゼロ成長に近くなり、加えて財政赤字も拡大したために、国債残高の対 GDP は上昇し始める。

一方、日本の場合（本論のⅣで詳しく説明する）は、80年代後半の高い経済成長と低金利、そして税の自然増収によって、国債残高の対 GDP 比の上昇は止ったものの、90年代に入ってバブルが崩壊すると状況は激変、とりわけ90年代後半からは名目 GDP のゼロ（あるいはマイナス）成長と景気対策としてプライマリー・バランスの赤字化によって、国債残高の対 GDP 比は加速度に上昇している（図2-3）。

Ⅲ 諸外国の財政再建

1980年代から財政赤字に悩み始めた先進諸国は、痛みを伴う改革によって財政再建に取り組み、90年代末までにはそれぞれ成果をあげることに成功する。一方、日本は現在、世界一の財政赤字に苦しんでおり、われわれは諸外国での財政再建の経験から多くを学ぶ必要があるだろう。いうまでもないが、財政再建に安易で楽な道はなく、成功した国に共通する特徴は、①社会福祉関係費も含めた

図3-1 国際比較——国および地方の財政収支

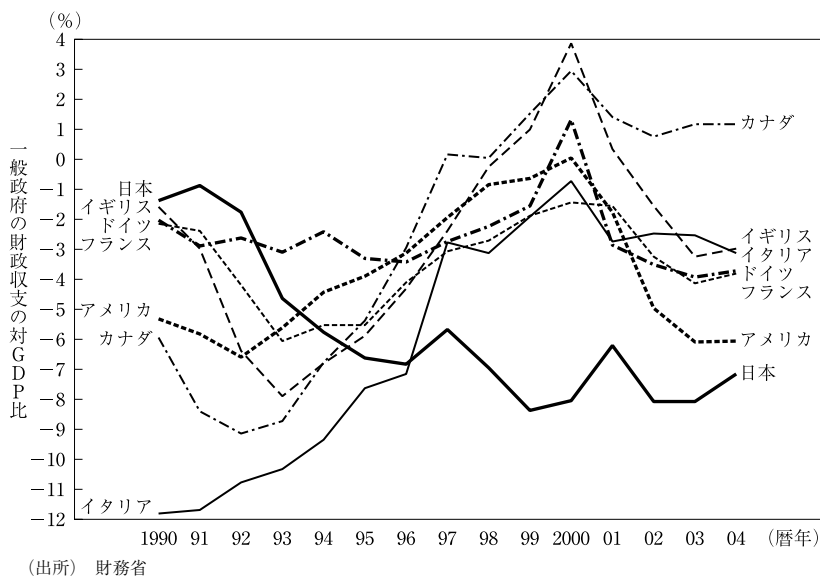
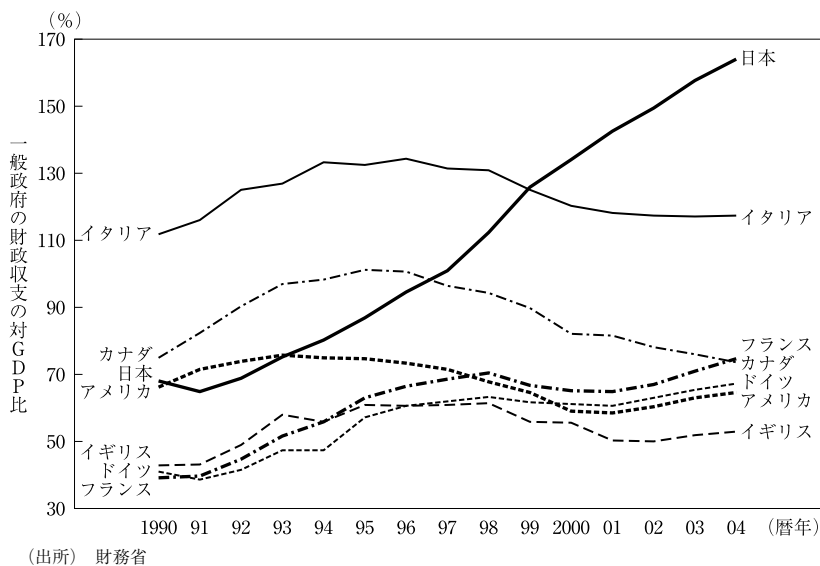


図3-2 国際比較——国および地方の債務残高



徹底した歳出の削減、②増税および社会保険負担の制度的引き上げ、③景気対策としての赤字財政の放棄などであり、これらの抜本的な方策こそ、90年代の日本政府が回避し続けた道なのである。以下、本章では諸外国での**財政再建の取り組みの経験**を紹介しよう。

なお EU 諸国にとって財政再建を断行させる力となったのは、マーストリヒト条約の通貨統合の参加条件であり、財政運営については、財政赤字の対 GDP 比が 3 % 以下、政府累積債務の対 GDP 比が 60 % 以内という非常に厳しいものである（図 3-1 および図 3-2 を参照）。

〔1〕 米 国

1981年、「強い米国」の復活をスローガンに大統領に就任したレーガンは、レーガノミックスによる経済再建計画を提示、高金利によるインフレの抑制政策とともに、歳出削減と減税による「小さな政府」を掲げ、所得税および法人税の大規模減税を先行させた。この減税政策は、サプライ・サイドを刺激して経済の活性化と税収の増加をもたらすと期待されたが、現実には減税分が消費の増加にまわり、過剰消費を招いてしまう。

一方、財政支出の削減については、肝心の社会保障関係の公的年金とメディケア（老人医療保険制度）が聖域化されて削減できず、逆に国防費は増加したために財政支出は予想に反して増加してしまう。

その結果、81年から財政赤字は拡大し国債発行が増加する。しかも貯蓄が減少したために国債の販売先の多くを外国に求めざるをえず、金利の上昇による資本の輸入（外国からの借入れ）超過がドル高による貿易収支の赤字を招き、米国は急激に世界一の対外債務国となる。これがいわゆる米国の「双子の赤字問題」であり、ドルが唯一の国際通貨であったことから、ドルの信認の低下により、ドル暴落への世界的な不安が高まってくる。

当初は国民の期待が大きかったレーガノミックスであったが、「双子の赤字問題」は米国（さらには世界経済）にとって大きな負担となり、財政再建への取り組みが避けられない状況となる。

85年9月、プラザ合意によって先進国の協調によるドル高是正が始まり、米国の金利が低下するなか、同年12月には以下のような内容のGRH法（グラム・ラドマン・ホーリング法）が成立する。

- ① 毎年度の具体的な財政赤字の目標額を設定し、91年度に財政均衡を実現する。
- ② 予算の赤字額が目標値を上回った場合、大統領の一律歳出削減命令によって、超過額の半分を国防費から、残りを非国防費から一律削減する。

しかし現実には②の大統領の一律歳出削減命令が違憲となったことから（詳細は省略するが大統領府と議会に関する憲法上の問題）、GRH法は弱体化し、均衡達成の目標年次が91年から93年に先延しされる。

89年に誕生したブッシュ政権は、最初から財政赤字問題に取り組んだ。90年11月、超党派議員からなる「予算サミット」の合意をもとに、90年包括予算調整法（OBRA）が成立する。OBRA90では増税を決断するとともに、毎年度の予算において赤字を削減させる新たに次のような予算編成のルールを定める。

①裁量的歳出の上限（CAP）の設定。②義務的経費と歳入に対する **Pay-as-You-Go 原則**（政策変更によって新しく義務的経費を設けたり、歳入の減少をとまなう施策を行なう場合には義務的経費の削減か増税を行ない、財政赤字が生じないようにすること）の導入。③財政赤字の上限超過分の一律削減、などである。

以上のようにOBRA90は、GRH法からの前進がみられるものの、この時期は80年代後半のバブル後の不況の時期であり、破綻した金融機関の処理のための支出も重って、92年度の財政赤字は2904億ドル（GDP比4.9%）と史上最悪を記録してしまう。

1993年、クリントン民主党政権が誕生、クリントンは「アメリカ変革のヴィジョン」構想を掲げ、そのなかで雇用拡大・投資促進とともに財政再建を最重要の政策課題として打ち出した。

93年8月に成立した包括予算調整法OBRA93は、OBRA90を延長・強化したもので、議会で僅差（下院は1票で上院は2票差）で成立しており、まさに痛みを伴う改革であったことがわかる。

OBRA93 は、OBRA90 の予算制度改革の枠組みを98年まで延長することを基本とし、歳出面では義務的経費に関して、メディケアとメディケイト（貧困層対象の医療給付制度）の経費節約など義務的経費についても上限を設定した。次に歳入面では、所得税の最高税率の引き上げや社会保障税の増税、公的年金課税の強化などを行なった。

このように OBRA93 による厳しい予算コントロールは、92年を底に景気が回復し始めたこともあり、財政赤字は93年から着実に減少していく。すなわち財政赤字の対 GDP 比でみると、94年度は予想の4.1%に対して実績は3%，95年度は予想の3%に対して実績は2.2%となったが、財政再建の姿勢は堅持される。95年、クリントン政権は議会との間で2002年度までに財政収支を均衡させることで合意が成立し、97年には財政収支均衡法と納税者負担軽減法が制定され、改革は継続されていき、98年以降ついに財政収支の黒字化に成功するのである。

ではなぜ、OBRA90、OBRA93、収支均衡法97と続く痛みを伴う財政改革が支持されたのだろうか。その背景として考えられるのは、ベビー・ブーマー世代（当時40歳代の戦後生れの現役世代）が財政赤字による負担を先送りすることに反対し、早期の財政改革を自らの利益として支持したことである。

〔2〕 英 国

1974年から79年にかけて、労働党政府は社会保障の充実や一部企業の国営化政策により、社会主義的な「大きな政府」を目指したために財政赤字が慢性化し、経済も「英国病」と呼ばれる状況に陥った。1979年の総選挙で「小さな政府と自由な市場経済の復活」を掲げる保守党が勝利してサッチャー政権が誕生すると政策は一変する。

サッチャー政権は、税負担の増大や財政赤字の長期化が民間の経済活動を阻害することを通して経済の停滞を招くという認識から、マネーサプライのコントロールによるインフレ抑制とともに、公共支出抑制による財政赤字の削減を経済政策の中核にすえ、国営企業の民営化、公務員数の削減や公共支出の抑制、

所得税減税と間接税増税（経済のインセンティブの強化）など大胆な施策を次々に実行に移していった。

80年代前半はサッチャー改革のデフレ効果が先行したために財政赤字の改善は一進一退の状態であったが、80年代後半に入ると景気回復によって税収の増加が安定し、87年度から90年度にかけて財政は黒字に転化する。

ところが英国経済は90年代に入ると不況局面を迎え、税収の伸び悩みや失業給付などの社会保障関係費の増加から、再び財政赤字を余儀なくされる。サッチャーの後を引き継いだメイジャー首相も、民営化に加えて PFI やエージェンシー（外庁）などの民間活力を利用するとともに、安易な増税を行わずに、コントロール・トータル（予算編成の段階から伸び率を低く抑えた形で総額の上限を決め、予算をその枠内に収める方式）によって予算編成に厳しい制約を課し続けた。

97年5月、18年ぶりにブレア労働党政権が誕生した。新生労働党政権は社会主義的な政策からの脱却を宣言、基本的に保守党の財政再建政策を継承する。すなわちブレア政権は、責任ある財政運営を行なうため、歳出限度を固定するとともに、投資的支出のみに公的借入を限定する政策をとった。その結果、公共部門の財政収支が98年度から黒字となり、公的債務残高の対 GDP 比も96年度54.7%、97年度53.4%、98年度52.3%と EU 通貨の統合条件の60%以内をクリアするのである（英国はEU 通貨統合不参加）。

〔3〕 ドイツ

1978年のボン・サミットにおいて、日本と同様に西ドイツは世界経済の牽引する機関車国とされ、景気拡大政策の実施を約束させられた。そのため政府は積極的な財政政策を実施したが、79年秋からの第2次石油危機の影響もあって景気は後退、財政赤字が拡大した。

1982年に発足したコール政権（保守・中道の連立）は、当時の大きな流れであった「小さな政府」の実現へと政策の基本方針を転換し、①歳出削減による増税なき財政再建、②財政再建の枠内での税負担の緩和、③国営企業の民営化な

ど民間活力の重視を掲げた。

ところが1990年7月、予想を超える速さでドイツ統一が実現する。政治的には大成功であった統一ドイツの誕生も、財政赤字拡大の最大要因となった。すなわち、旧東ドイツの復興に多大な財政資金が振り向けられ、しかも96年に入ると景気後退による税収の落込みと失業給付金の増加により、財政赤字はさらに拡大していく。

98年10月、シュレーダー社民党内閣が誕生する。そして翌99年には「雇用・成長および社会の安定を確保するための将来プログラム——ドイツを再生する」とその実施のための法案が閣議決定される。同プログラムは、社会保障関係支出の抑制・補助金の廃止・行政のスリム化などによって大胆な歳出削減を実施し、2006年での財政収支均衡をめざすものである。また先送りされてきた年金・税制改革についても、2000年に入って相次いで成立、給付水準の引き下げと積立金方式の一部導入など、抜本的な改正となった。また税制改革は法人税および所得税について、税率の大幅な引き下げを主たる内容とするものである。

〔4〕 イタリア

1990年のイタリアの財政状況は深刻であり、財政赤字の対 GDP 比で11%、政府債務残高は対 GDP 比で103.7%であり、G7（先進7ヶ国）平均の2.8%、59.7%を大きく上まわっており、EU 通貨統合のための条件のクリアーは絶望的という状況にさらされていた。そして1992年、イタリアの巨額の財政赤字に対するマーケットの懸念が高まり、EU 通貨統合の前にリラから他の EU 通貨に乗り換えようとする動きが起ってリラが暴落、これを契機にイタリアでも財政赤字削減の政策が本格化していく。

歳出面では、公共投資の抑制・社会保障費の伸びの抑制・地方分権による歳出の削減などで、対 GDP 比で4%以上の削減を行なった。また歳入面では、課税範囲の拡大と脱税の防止・摘発が中心で、97年にはユーロ税や付加価値税の増税を実施したことから、財政赤字の対 GDP 比は、95年に7.6%、99年に

2.3%へと劇的に低下し、政府債務残高の対 GDP 比も95年の123.1%から99年には117.7%へと低下したのである（この間、財政赤字を拡大させた日本と好対照である）。

〔5〕 フランス

80年代初頭、ミッテラン政権は積極的な財政政策を展開するものの財政赤字が拡大、早くも82年には緊縮財政に転換する。その後は財政赤字の削減と収支均衡をめざし、その結果、80年代の後半には財政赤字の縮小に成功する。しかし90年に入ると、経済は不況局面となり、失業対策などで歳出が増加して再び財政赤字の増加が始まる。

95年、シラク政権は他の EU 諸国と同様に雇用問題に配慮しながらも、通貨統合の参加条件を達成するため、財政赤字の縮小を最優先の政策課題として、具体的には財政赤字の対 GDP 比を、95年度に5%以下、96年度に4%以下、97年度に3%以下と毎年1%ずつ引き下げるという目標を掲げたのである。

フランスにおいても赤字削減の方策は年金・医療などの社会保障関連費の見直し・抑制や公務員数の削減とその人件費の凍結などである。フランスの特徴は、公務員の数が多く、一般歳出の約3分の1を占めていることであり、人件費の増減は大きな意味をもつ。したがって97年度の予算で示された公務員数の削減案に対する労働界の反発は大きく、結局、削減数は5599人にとどまった（ちなみにフランスの公務員数は約206万人で米国のそれとほぼ同じである）。

〔6〕 カナダ

カナダの財政赤字は、70年代後半から徐々に増え続け、80年代の中頃に一つのピークを迎える。80年代後半に入って一時減少するものの、90年代には再び悪化する。すなわち、景気後退による失業の増加や医療保険を中心とする社会保障費の膨張で、政府の財政赤字は急激に拡大し始め、92年には対 GDP 比が7.4%に達してしまう。

1994年、国債の資金を外国に頼っていたカナダは、国家の信用低下から国債

価格の急落（すなわち金利の高騰）を招いたことを契機として、国民の危機意識が高まり、以降財政赤字の削減が国の最優先の政策目標となる。

93年にクレティエン自由党政権が成立し、本格的な財政再建が始まる。新政権の方針は徹底した歳出削減を行ない、3年以内に財政赤字を対GDP比で3%以内に抑える（ちなみに94年度は5.9%）という厳しいものであった。そこでわれわれが注目するのは、改革の具体的な方法であり、その一つがプログラム・レビューと呼ばれた各歳出項目の見直しである。実際、このプログラム・レビューでは各省庁に対して、支出項目を次の6つのテストにもとづいて再評価することを求める。

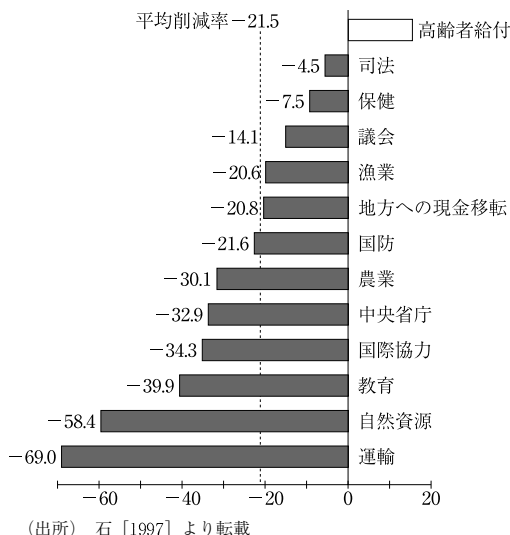
- (1) 公共利益テスト——政府のその業務は公益の増進に役立っているのか。
- (2) 政府の役割に関するテスト——政府がその業務を行なう合理性と必然性はあるのか。
- (3) 連邦政府のテスト——その業務は連邦政府が行なうのが適切なのか、地方への移管が適切なのか。
- (4) 民営（パートナーシップ）のテスト——どのような業務の、全部またはその一部を民間やボランティアに移すべきか。それが可能なのか。
- (5) 効率性のテスト——政府がその業務を継続した場合、どの程度効率性を高められるのか。
- (6) 財政余力のテスト——結果として残される業務について、財政制約の下でそれを政府が行なう資金的な余力があるのか。なければやめるべきではないか。

以上のテストの結果、連邦政府の歳出は、94年から98年度までの5年間で21.5%も削減され、同時にそれは連邦政府の公務員削減を意味し、その間で約4万5000人が削減されたのである（図3-3）。

2000年7月、マーティン蔵相（当時）が日本経済新聞のインタビューでカナダの財政改革について語っており、以下その内容のポイントを引用の形で紹介しよう。

「成功の鍵は2つある。第1に国民の合意があったことだ。それはエコノミ

図3-3 カナダ連邦政府の歳出削減：1994—98年度



ストが作った合意ではない。……痛みを先送りしたくないという国民の思いが決定的な要因だ。」「第2の要因は、赤字削減の年次目標を決めたことだ。長期目標は行動を先送りする口実となる。」「各省庁ごとに支出削減目標を設定し、首相の指示のもと各閣僚に削減を徹底させた。増税には踏み込まなかった。」「聖域を設けずに支出を削減した。すべての人が削減による痛みを共有することが大事だ。公平感がないと対立を生む。」「規制緩和・撤廃があったからこそ、経済が活性化し税収の増加につながった。」「赤字削減を行なうと失業が増加するという指摘があるが、それは間違いだ。財政赤字を放置して金利が上昇すれば、ずっと重い負担を背負うことになる。実際、改革によって雇用は創出された。」「(日本が最悪の財政赤字のなかで、景気回復を優先していることについて) すべての国に決った方式があるわけではない。ただ共通しているのは、一層の規制撤廃が必要なことだ。動きの早い経済で大切なのは柔軟性であり、規制経済では対応しきれない。」

〔7〕 ニュージーランド

1970年代初めまでのニュージーランドは、農業・森林資源に恵まれた安定した国家であったが、73年の第一次オイルショック後、状況は大きく変化する。政府は低成長からの脱却を目指して大型開発プロジェクトを立ち上げたが、結果は失敗、84年には財政赤字は対 GDP 比で9%に達してしまう。

このような危機的状況のもと、84年に誕生した労働党ロンギ政権の財務大臣ロジャー・ダグラス（当時45歳の若き改革者）は、徹底した規制撤廃・民営化・自由化に踏み切る。それは、「ロジャーノミックス」と呼ばれるもので、価格・金利・賃金の規制撤廃、NZ ドルの変動相場制への移行、法人税や所得税の最高税率の引き下げ、農業における補助金と価格支持政策の撤廃、関税の大幅な引き下げなどであり、さらに政権を担った84～90年までの間に、次のような財政再建のための改革を断行した。

- (1) **86年国有企業法**のもとで、政府は自らが保有する国営企業の株を売却して民営化を開始した。民営化された企業は、ニュージーランド鉄鋼公社、郵便銀行、ニュージーランド航空、テレコムなどであり、売却益は当然ながら財政赤字の削減にあてられた。その結果、国営企業の民営化や特殊法人の廃止などで公務数の数は84年当時の8万4000人から97年まで4年間で、3万6000人に激減した（なお人口は約366万人）。
- (2) **88年公的部門法**は公務員人事の規制撤廃・民営化と呼ぶべきものであり、たとえば各省庁の事務方最高責任者である次官を新たに公募制とし、しかも任期制・契約制とした。同様に、省庁のすべての職が公募となり、職員については次官が人事権（採用と解雇）をもつことになったため、民間から有能な人材を調達できるようになったのである。
- (3) **89年財政法**は、財政資金の効率的かつ効果的な使用を奨励するために、民間企業の会計原則に準じた年次の財務諸表の作成を義務づけ、これによって政府の財政運営を国会が監視できるようにした。しかも政府の財務諸表は民間企業と同様に公認会計士が作成するため、歳出に規律が保たれ、無駄な支出の削減が進むことになる。

このように公共部門に民間企業の理念や手法を導入して効率的かつ効果的な行政管理を目指す手段は **NPM**（New Public Management）と呼ばれるが、そのなかで責任者の裁量を広げるかわりに、成果・業績主義を導入するとともに民営化手法を取り入れるなど、市場メカニズムの活用を重視するアプローチは「英国＝ニュージーランド型」といわれる。

以上、革新的な **NPM** による財政改革は徐々に成果をあげ、83年度には対GDP比で11%もあった財政赤字は急速に減少し、88年度には2.5%となり、89年度には1%の黒字に転じる。

しかしこの大胆かつ厳しい改革は当然ながら軋轢も生み、90年の総選挙では政権が交替し、国民党政権が誕生する。ところがここで注目したいのは国民党政権になっても、財政再建の基本方針が堅持され、国営企業の民営化と社会保障・教育を含む政府支出の抑制政策が進められたことである。そして94年には、規律ある長期的な財政運営を行なうことと政府債務の削減を目標として**財政責任法**が成立する。なお、オーストラリアも同様の改革を行なったが本論では紹介を省略したい。

Ⅳ 日本の財政問題

〔1〕 60年代から70年代

日本は1955年以降、高度経済成長の時代を迎え、財政も経済の発展に対応して規模を拡大し、一般会計予算の平均伸び率は1956年から60年度の5年間で9.6%であったのに対して、61年から65年度の5年間では18.4%と高い伸び率を示した。しかしこの時期は、現実の経済成長率が予想成長率を上回り税の自然増収が多かったために、**均衡財政主義**が守られ、税の自然増収を減税に還元できたのである。

しかし神武・岩戸と続いた長期好況が終わった1965（昭和40）年、戦後初めてといえる本格的な不況に見舞われ、65年度予算で税収不足が生じることが明

らかになった。そこで政府は補正予算を組み、税収の不足を特例国債の発行で補填した（補論の6）。そして翌66年度は当初から建設国債を発行、戦後一貫して維持してきた均衡財政主義から離れたが、政府はこの状況を一時的・例外的みなし、建設国債の市中消化の原則を堅持、その後の好況も手伝って歳出の国債依存度も66年度の14.9%、67年度の13.9%をピークに低下し、70年度には4.2%となる。

しかし71年8月のニクソン・ショックと12月の円切上げ（1ドル＝360円から308円へ）により状況は一変、政府は対外収支の黒字べらしと円高不況の克服を目指し、景気刺激型の財政政策をとり、71年度の補正予算における公共投資の追加、72・73年度の予算規模の拡大により、国債依存度は72年度16.3%、73年度も12%に達する。そして73年には第1次オイル・ショックが世界を襲い、日本も狂乱物価の状態に陥ったために、インフレ抑制が最大の課題となり、財政も一転緊縮に向う。しかしオイル・ショックの衝撃は大きく、スタグフレーション（インフレ下の不況）のもと、74年度は戦後初めての実質でのマイナス成長（0.2%）を経験、75年度は税収の伸び悩みから、特例国債（いわゆる赤字国債）の発行に追い込まれる。

第1次オイル・ショック以降、60年代に比べると実質成長率は低下したもののインフレも沈静化し、経済は安定成長の道を歩み始めた。にもかかわらず政府は76年度から79年度にかけて財政赤字の幅を拡大させ、国債発行額および国債依存度はそれぞれ、76年度の7.2兆円で29.4%、77年度の9.5兆円で34.7%、78年度の10.6兆円で31.3%、79年度の13.4兆円で34.4%、という異常な高さを記録する（その内、約半分が特例国債）。

ではなぜ、政府はこの時期に極端な財政赤字の拡大を行なったのだろうか（ちなみにこの時期の欧米諸国は国債依存度を低下させている）。最も有力な仮説は、Ⅱの〔1〕で述べたマクロ・バランス論であろう。マクロ・バランス論によれば、高度成長を支え促した高い貯蓄性向と旺勢な民間設備投資との関係が崩れ、民間設備投資が低水準に落ち込むと、過剰貯蓄の状態となるから、不況の進行を阻止しマクロ経済の均衡を維持するために、財政赤字が必要になる。加えて、

財界から景気対策としての財政出動（公共投資や減税）の要請が強まっていたこともその背景にあるが、少なくともこの時期民間も政策当局も、低成長経済へ移行しているという認識を欠いていたことは間違いない。

次に見逃してならないのが、欧米からの内需拡大の外圧であり、ロンドン・サミット（77年）に先立ち、米国・日本・西ドイツ（当時）が**経済機関車**となって世界的な経済停滞からの脱却を目指すべきであるという議論が高まり、翌年のボン・サミット（78年）では福田首相は、**貿易収支の黒字の削減と7%の経済成長の達成**を公約し、3大国も協調して景気拡大策をとることに合意したのである。

以上のように、マクロ・バランス論による財政出動の要請に、ロンドン・ボン・サミットにおける内需拡大の公約が加わったことから、77年度には2回の補正予算が組まれ、78年度予算の政府原案は、前年比20.3%の増加、公共事業も前年比34.5%の増加という異常さであった。

ところで1975年度に赤字国債の発行が本格化した段階で、赤字国債からの脱却の目標年度が80年度であったことから、一般消費税の導入が検討された。しかし79年10月の総選挙で自民党が消費税問題がたたって大敗北を喫し、赤字国債からの脱却の目標年度は85年にずれ込んでしまう。

〔2〕 80年から90年代

80年代に入ると、財政再建を求める声が高まり、「増税なき財政再建」をめざし、一般歳出を抑制するシーリング方式が採用され、原則として82年度はゼロ・シーリング、83年度はマイナス5%シーリング、84年度はマイナス10%シーリングと強化されていく。そのため国債発行は、81年度の13兆円、82年度の14兆円、83年度の13.4兆円、84年度の12.7兆円というように、増加に歯止めがかかるものの、84年度の赤字国債からの脱却は難しく、目標年度はさらに1990年に先延しされる。

ところが80年代後半に入ると、再び日本経済をとりまく状況が大きく変化する。周知のように、85年9月の**プラザ合意**（先進国の国際協調によるドル高是正）

以降、日本は低金利・金融緩和による内需拡大政策（内需拡大による黒字べらしと円高不況の克服をめざす政策）をとり、資産価格のバブル的な高騰を伴う好況期を迎える。すなわち、80年代後半はバブル景気の影響で名目成長率が上昇したために税の自然増収が増加し、財政再建の期待が高まったのである。

一般に成長率に対する税収の伸び率の比を税収弾性値と呼ぶが、80年代後半はこの値が大きく（2から3）、この間税収は成長率の2～3倍で伸び、毎年度4～5兆円の増収が生じる。その結果、1990年度予算では、建設国債が依然として5.5兆円発行され、国債依存度も8.4%であったが、懸案であった赤字国債からの脱却に成功する。

しかしバブル景気が長く続くはずもなく、金融政策の転換を契機にバブルは崩壊して地価や株価は下落を続け、91年以降、日本経済は平成不況の時代を迎える。不況はバブル景気と逆のメカニズムで税収の大幅な減少をもたらし、90年に60兆円のレベルに達した税収は95年度には50兆円近くまで減少する。

平成不況が進行するとともに、景気対策として赤字財政政策が求められたことを受け、政府は、1992年から95年の間に、合計6回の総合経済対策を実施する（表4-1）。これら一連の景気対策は92年以降の不況の進行を抑えプラスの経済成長を維持する効果があったという評価はできるとしても、財政の負担は深刻であり、国債依存度も、93年度には20%を超え、95年には28%に達してしまう。

96年12月、バブル崩壊後の不況も回復の軌道に乗った判断した橋本首相は、「財政健全化目標について」を閣議決定するとともに、97年度中に、消費税の引き上げ・特別減税の廃止・社会保障料率の引き上げ・公共投資の削減などを行ない、11月には財政構造改革法を成立させる。

成立した**財政構造改革**は次の5原則を主たる内容とするものであった。

- (1) 当面の目標を2003年度とし、それまでに健全化目標である財政赤字の対GDP比3%と特例国債発行の中止の実現を目指す。
- (2) 98・99・2000年度を集中改革期間と定め、「一切の聖域なし」で歳出の改革と削減を進める。

表 4-1 バブル崩壊後の総合経済対策

	名 称	事業規模(対 GDP 比)	公共投資等拡大	公債発行額 (うち赤字公債)
1	総合経済対策 1992年 8 月28日	10兆7000億円 (2.31%)	8 兆6000億円	2 兆2560億円 (ゼロ)
2	総合的な経済対策の推進について 1993年 4 月13日	13兆2000億円 (2.83%)	10兆6200億円	2 兆2460億円 (ゼロ)
3	緊急経済対策 1993年 9 月16日	約 6 兆円 (1.28%)	5 兆1500億円	3 兆6160億円 (ゼロ)
4	総合経済対策 1994年 2 月 8 日	15兆2500億円 (3.21%)	7 兆2000億円	2 兆1820億円 (ゼロ)
5	緊急・円高経済対策 1995年 4 月14日	約 7 兆円 (1.41%)	n. a.	2 兆8260億円 (5638億円)
6	経済対策 1995年 9 月20日	14兆2200億円 (2.89%)	12兆8100億円	4 兆7020億円 (2110億円)
計		66兆3700億円	44兆3800億円 (但し第 5 回除外)	17兆8280億円 (7750億円)

(出所) 大蔵省資料

- (3) 98年度予算は、政策経費である一般歳出を対前年度マイナスとする。
- (4) 公共投資基本計画などあらゆる長期計画の大幅な縮減を行ない、新たな長期計画は一切作成しない。
- (5) 国民負担率（税とともに財政赤字や社会保障・年金の負担も含む）は50%を超えない。

そして98年度当初予算は、改革法にもとづいて編成され、公共事業費を7.8%、ODA 費を10.4%縮減するなど歳出抑制・緊縮型の予算となった。

しかし、97年の後半に入ると金融システム不安やアジア経済の混乱に緊縮財政の影響も加わって景気は再び後退し、政府の経済政策への批判が高まる（なお当時のエコノミストの間での論争の主要なテーマの一つが、この財政構造改革法にもとづく緊縮政策がどの程度、その後の不況に原因となったかをめぐってであった）。その結果、98年に入ると政策の転換が議論され始め、98年 5 月には早くも公共投資の増額と所得税減税を盛り込んだ補正予算が成立、さらに98年 7 月に誕生した小渕内閣は、「財政再建を当面は延期し、赤字財政によって景気回復を優先させる」という方針に立ち、98年12月には成立したばかりの財政構造改革法は

図 4-1 国債発行額および国債依存度の推移

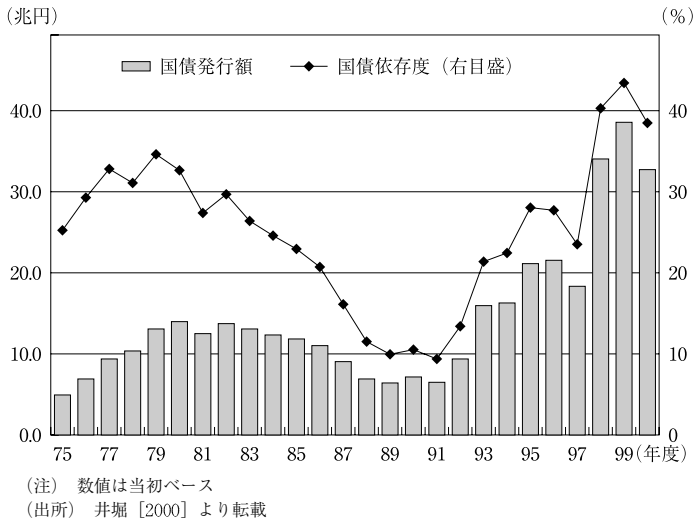


図 4-2 2004年度予算案

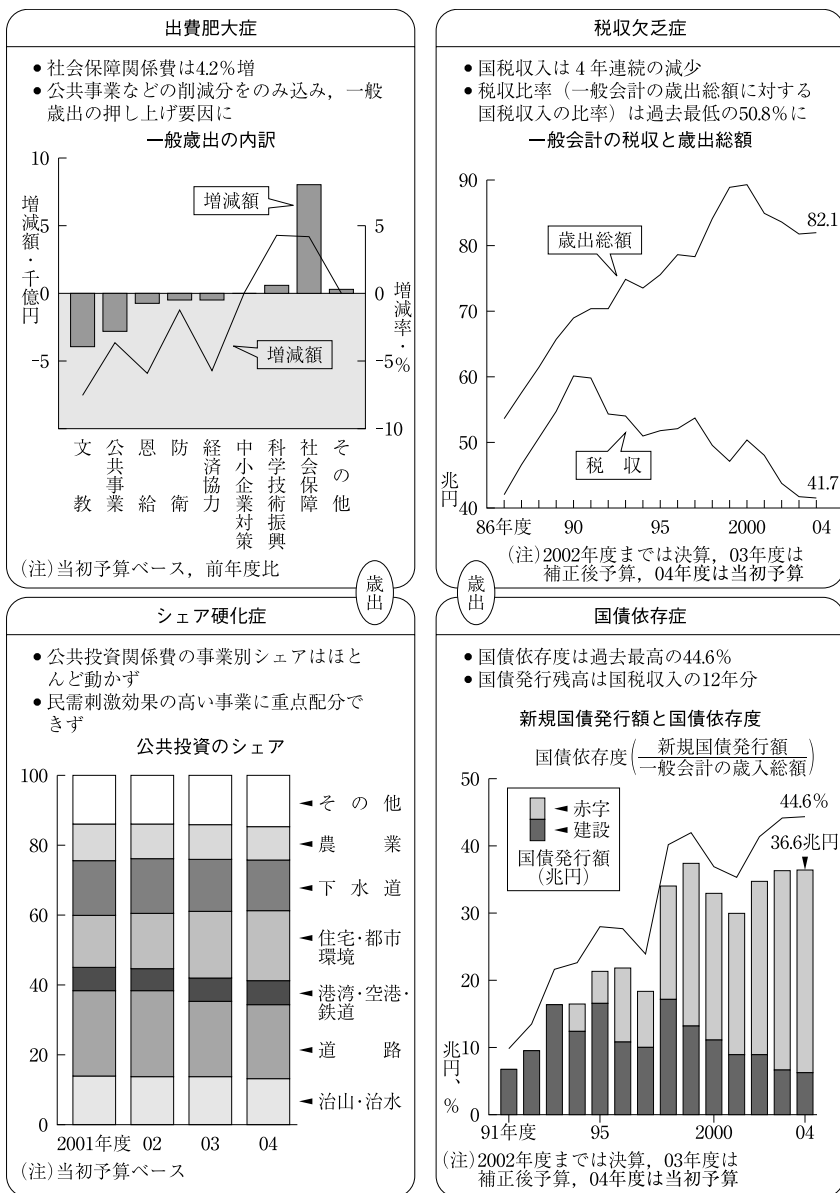
		03年度当初比
一般会計	82兆1109億円	0.4%増
▽歳入		
税収入	41兆7470億円	0.1%減
その他収入	3兆7739億円	6.1%増
国債	36兆5900億円	0.4%増
▽歳出		
一般歳出	47兆6320億円	0.1%増
国債費	17兆5685億円	4.6%増
地方交付税など	16兆4934億円	5.2%減
NTT事業償還時補助	4168億円	

停止されてしまう（99年には廃止される）。

それゆえ、99年度当初予算は、歳出規模で5.4%増加し公共投資も増額される一方で、巨額の減税や地域振興券の配布が実施されたために、新規国債の発行は31兆円に、国債依存度も40%に達してしまい、このような異常な財政赤字は景気回復優先の名のもとに、2000年度も続けられる（図4-1）。

図4-3 日本の財政をむしばむ「4つの病」

（日経新聞より）



ところが2001年、「構造改革なくして成長なし」を掲げて誕生した小泉内閣が、いわゆる骨太の方針「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定、2002年度予算について「国債発行額の30兆円以内」をめざすとともに、当面の目標としてプライマリー・バランスの回復をめざす。しかしながら税収の落込みや年金や社会保障関係費の膨張などで、財政赤字の縮小は困難を極め、2004年度予算案では国債発行額は36.6兆円となり、国債依存度も44.6%に達する（図4-2、なお日本財政をむしばむ「4つの病い」については、図4-3を参照）。

この結果、政府債務残高（地方の借入残高などを含む）は2004年9月末で、730兆9800億円で、うち国債残高は586兆6800億円であり、これはGDP比で約140%、国民1人当たりで572万円に相当する額である。

V 行財政改革の試み

周知のように近年、年金・郵政民営化・特殊法人改革・財政投資融の問題、税制改革など、財政に関わる様々な問題がクローズアップされている。本章では、これら以外の重要で注目度の高いテーマを5つとりあげ、紹介することにした。

〔1〕 第3セクターの失敗とPFI

中曽根首相時代の1986年、民活法（民間事業者の能力活用による特定施設の促進に関する臨時措置法）が成立、日本各地で民活法にもとづき、相次いで第3セクターが設立された。第3セクターとは、民間企業と公共機関の共同出資により、公共・公益的な役割を担いながら収益事業を行なう株式会社型の事業体であり、民間企業のもつ経営ノウハウと公共機関（多くは地方自治体）の社会的信用を結合した理想的な事業体として注目を集めた。しかし現実には、民活法が公共サービスそれ自体ではなく、その周辺のみを、つまり準公共財の整備とそれを使

用したサービス提供業務を民間に開放したにすぎなかったため、第3セクターの多くがリゾート・観光施設・不動産開発事業など民間企業と競合する分野に進出せざるをえなかった。

当初、第3セクター方式は、官と民のそれぞれの長所が生かすと期待されたものの、現実にはバブル崩壊とその後の長期不況という荒波をまともにかぶり、多くが経営危機に陥った。経営危機の原因としては、事業の初期投資額がバブルの影響で予想以上に膨れあがったこと、バブル期に共通する収益見通しの甘さ、官と民のもたれ合いによる経営責任のあいまいさ、経営をチェックする体制の弱さなどが指摘された。

周知のように、1996年には大阪府と泉佐野市の「泉佐野コスモポリス」が、1999年には「苫小牧東部開発」が、2000年には宮崎市の「フェニックス・リゾート」と長崎県の「ハウス・テンポス」が破綻、現在も多くの第3セクターが深刻な経営不振に苦しんでいる（図5-1）。

以上のような第3セクターの失敗の反省のもと、近年、多くの注目と関心を集めているのがPFIである。PFIとはPrivate Finance Initiativeの略称であり、民間主導の公共事業（あるいは社会資本整備）を意味する。これまで公共サービスに必要な事業は、施設の設計・建設・運営・維持管理・資金調達などすべてが官主導で行われてきたが、PFIはそれらを民間主導で民間のもつ経営ノウハウや技術を生かし、効率的かつ低コストで行なう方式である。

PFIは、「小さな政府」と「財政再建」をめざす英国で、1992年から試行錯誤を繰り返えしながら改善・発展してきた方式であり、現在、英国では高速道路や橋梁、刑務所・学校・文化施設・病院・庁舎・発電施設・廃棄物処理施設などで利用されている。PFIは従来の官主導の公共事業と比較して大幅な経費節減に成功したが、その原因は英国政府が、「国は国民に低コストで良質の公共財サービスを提供しなければならない」という基本原則に立ち、日本の第3セクターでみられた責任のあいまいさや業者との癒着・なれあいを徹底的に排除したことにあるといわれている。

英国でのPFIの成果は、世界各国の注目を集め、遅まきながら日本も1999

図5-1 累計100億円超の三セク（首都圏・近畿圏）

（2003年3月期，単位百万円，▲は赤字）

社名	累損額	最終損益
1 東葉高速鉄道 (千葉県)	74,155	(▲5,161)
2 アジア太平洋トレードセンター (大阪市)	47,466	(▲2,909)
3 北総開発鉄道 (千葉県)	40,446	(1,603)
4 東京臨海副都心建設 (東京都)	40,087	(▲2,063)
5 大阪ワールドトレードセンタービルディング (大阪市)	33,064	(▲1,343)
6 東京臨海高速鉄道 (東京都)	27,071	(▲6,250)
7 東京ファッションタウン (東京都)	25,883	(▲2,001)
8 竹芝地域開発 (東京都)	25,209	(▲503)
9 東京テレポートセンター (東京都)	22,402	(▲637)
10 大阪シティドーム (大阪市)	21,716	(▲2,392)
11 ユー・エス・ジェイ (大阪市)	21,314	(▲9,315)
12 神戸新交通 (神戸市)	21,252	(77)
13 埼玉高速鉄道 (埼玉県)	20,456	(▲9,039)
14 多摩都市モノレール (東京都)	19,041	(▲2,682)
15 千葉都市モノレール (千葉市)	18,296	(▲999)
16 湊町開発センター (大阪市)	17,524	(▲887)
17 海上アクセス (神戸市)	15,803	(▲757)
18 大阪高速鉄道 (大阪府)	14,197	(480)
19 横浜新都市交通 (横浜市)	12,804	(109)
20 りんくうゲートタワービル (大阪府)	11,644	(▲1,297)
21 首都圏新都市鉄道 (東京都)	10,765	(▲224)

（出所） 日経新聞より

年に **PFI 推進法**（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が成立する。

既に述べたように PFI 方式は第3セクター方式とは異って民間主導で公共事業自体を行なうものであり，公共機関は自らが法律によって直接実施を義務づけられた業務以外は，原則として民間に委ねることになっている。実際日本では，地方自治体が中心となって，PFI 方式で病院・廃棄物処理施設・美術館・小学校などが建設され始めており，そのプロセスは次の如くである。

- ① 異業種の複数の民間企業が参加するコンソーシアム（企業連合）を立ち上げるとともに，コンソーシアムに参加した企業の出資によって PFI 事業会社（いわゆる特別目的会社 SPC）を設立する。

- ② SPC は、この事業からの収益で元利を返済する「プロジェクト・ファイナンス」方式で資金を調達する一方、公共機関との間で明確かつ厳密な契約を締結して事業を遂行する。
- ③ この PFI 事業を円滑に進めるために、公共機関はコンサルタントと正式なアドバイザー契約を結び、専門的なアドバイスを受けながら、SPC との間でそれぞれの役割や責任の範囲・リスク分担など詳細な取決めを行ない、契約しなければならない。

2001年、構造改革をめざす小泉内閣が誕生すると、PFI 推進法は改正され、国会・裁判所・会計検査院が管理する大型公共施設も PFI の対象となり、さらには官と民の複合施設も可能となったことから、国レベルの大型事業が動き出している。

〔2〕 地方分権化と地方税の新展開

1999年、「中央集権から地方分権へ」、「小さな政府と財政再建」という世界的な潮流を追い風に、日本でも地方分権一括法が成立した。地方分権一括法は、従来の中央集権システムにおける国（中央）と地方との「上意下達」的な関係を、互いに協力する「対等・平等」な関係に改め、個性豊かな地域社会の実現を目指すものである。そのためには、国と地方の役割分担を見直し、できる限り住民に近い自治体に業務や権限そして財源を移していくことが重要となる。そうならば自治体は地域の実情やニーズに合せた独自の取組みができるようになり、たとえばゴミ問題や教育・町の活性化などで住民重視の試みが可能となる。

しかし問題は財源である。これまで日本では自治体の歳出が全体の約3分の2を占めているの対して、税収に占める地方税の割合に約3分の1であり、この不足分が国からの交付税や補助金で埋められてきた。したがって財源の問題を根本的に解決するためには〔3〕で述べる「三位一体改革」の実現が不可欠である。実際地方分権一括法では、わずかに財源の充実策として、自治体の「課税自主権」が拡大されたにすぎないが、それでも自治省の許可制が事前協議制に変わるなど手続きが簡素化され、しかも条件も緩和されたので、法定外（普

図 5-2 自治体が導入した主な独自課税（法定外税）

静岡県熱海市	別荘等所有税（1976年 4 月， 5 億3600万円）
青森県	核燃料物質等取扱税（1991年 9 月， 123億9300万円）
山梨県富士河口湖町	遊漁税（2001年 7 月， 3000万円）
三重県	産業廃棄物税（2002年 4 月， 4 億1100万円）
東京都	宿泊税（ホテル税）（2002年10月， 6 億1900万円）
福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税（駐車場税）（2003年 5 月， 6100万円）
北九州市	環境未来税（産廃税）（2003年10月， 3 億円）
新潟県柏崎市	使用済み核燃料税（2003年10月， 2 億2500万円）
鹿児島県川内市	使用済み核燃料税（2004年 4 月予定， 2 億5000万円）

（注） カッコ内は導入時期， 税収（2001年度実績または導入初年度見込み額）

（出所） 日経新聞より

図 5-3 豊島区が導入を目指す法定外 2 税の概要

名 称	放置自転車等対策推進税（放置自転車税）	狭小住戸集合住宅税（ワンルームマンション税）
納 税 義 務 者	区内に駅を持つ鉄道事業者	区内にワンルームマンションなどを含む集合住宅を新築・増築する建築主
課 税 基 準	区内にある鉄道駅における前年度の乗車人員	新設・増設する狭小住戸（床面積 29m ² 未満）の戸数
税 率	乗車1000人当たり740円	狭小住戸 1 戸当たり50万円
年間税収見込み	2 億1105万円	3750万円

（出所） 日経新聞より

通）課税が容易になったのである。

そこで各国の自治体ではそれぞれ条例に基づいた独自の法定外課税の導入が広がっている。環境対策や介護保険などの行政サービス需要の増加，景気低迷による地方税税収の伸び悩み，地方交付税の減少などを背景に，新たな財源を求めざるをえないからである。

法定外税は大別すると，原発など核燃料関係が15自治体，産業廃棄物処理関係が13自治体で両者で約 8 割を占める（03年末）。具体例は図 5-2 の如くであり，ユニークな例としては図 5-3 のような放置自転車税やワンルームマンション税がある。しかし税収でみる限り，02年度の合計で243億円と地方税収の

0.07%にすぎず、話題性はあるものの、自治体財政への貢献度は低いといわざるをえない。

ところで近年、自治体の独自課税導入の契機となったのが2000年に東京都が銀行税という外形標準課税を導入したことである。この銀行税は大手銀行のみを対象とするなど問題が多く廃止され、新たに2004年から、都道府県がすべての業種で、外形標準課税を導入することになった。

従来の法人事業税（法人税の地方税版）が企業の所得（利益）に課していたために、税収の安定性を欠いていた。すなわちバブル崩壊後の不況のもとで赤字企業が全体の約7割にもなり、税収がピーク時の6兆円超から01年には4.1兆円に落ち込んだこと、さらにいえば3割の黒字企業だけが税を負担するのは不公平であるという主張が強まったことが導入に背景にある。

外形標準課税とは、経済活動の規模を示す資本金や付加価値（売上高－原材料費）などが課税対象の税であり、新制度では従来の所得にかかる税率を下げる一方、資本金（積立金を含む）の0.2%と付加価値の0.48%を加えた混合型の法人事業税となる。もちろんこれによる税収の大幅増は期待できないが、税収の安定化は期待できる。

にもかかわらず産業界の反発は強く、そのため対象企業は資本金1億円以上の企業に限定されることになった。一般に地方税は享受する行財政サービスに対する代価の性格が強い以上、今後は中小企業にも適用範囲を広げていかざるをえないだろう。

〔3〕 三位一体改革

日本には約2500の地方自治体があり、そこには地方税の税収において著しい格差があるが、地域住民の行政サービス需要にもとづく歳出にはそれ程の差はない。そのため日本ではこの格差を是正するために、1954年に地方交付税制度が設立された。地方交付税制度は、財源の乏しい自治体に中央から資金を交付するもので、財源の最低保証と財政の地域間の調整・配分の役割を担う。実際、地方交付税（正しくは地方交付税交付金）は、国税である所得税・法人税・酒税

収入の32%，消費税国税分の29.5%，国税たばこ税の25%を財源として配分され、地方にとって使途が限定されない一般財源となる。

では各自治体へは、どのような基準で配分されているのだろうか。国はまず定められた算定基準をもとに、各自治体ごとに「合理的で妥当な水準」の基準財政需要額を算出し、一方基準財政収入額は地方税収の見込み額の75%とみなし、残りの25%は留保財源とされる。

以上のようにして算出された基準財政需要額と基準財政収入額の差が交付税によって補填されるから、地方税の収入の少ない自治体ほど交付税が大きくなり、たとえば過疎地域では収入の9割が交付税で賄われているケースもある。

本来、地方交付税制度は、どの地域に住んでいても最低限の公共サービスを享受できるように、地域間での財政力格差の是正を図ろうとするものであり、地方が発展していけば次第にその役割を低下していくはずであるが、現実には逆に増加し、ほとんどの地方自治体が地方交付税を受けている。

したがって財政再建のためには交付税の漸進的な縮小が必要である。すなわち、交付税を圧縮する方向で基準財政需要額の算定基準を見直すとともに、各自治体が努力して税収を増加させた場合には交付税の減少額を出来るだけ小さくして、地方の自助努力にインセンティブを与えることも求められる。いずれにせよ、過大な地方交付税の移転は、大都市の納税者からみると、自らが支払った税金の多くが他の地域住民の公共サービスに使われることを意味しており、「不公平」感を禁じえないだろう。

次に**補助金の問題**をとりあげよう。補助金とは、国家予算のなかで、特定の政策の推進などを目的に、地方公共団体や特殊法人などに支出する経費のことであり、法律や制度に基づき義務的に支出する負担金、事業を奨励するための（狭義の）補助金、特殊法人等への補給金などに分けられる。

このように補助金は地方交付税と異なり、その使途が限定され、しかも地方以外にも支給されるが、現実には約8割が地方公共団体に支給されており、地方の重要な財源となっている。義務教育や社会保障関連・公共事業費などへの補助が多くを占めているため、1980年後半の13～14兆円規模から90年代に入る

と増加し続け、03年度予算案では22兆3234億円に達した。公共事業などの補助金は圧縮されたが、高齢化や失業者の増大による社会保障関係の支出増加は現行の制度では抑制が難しく、補助金削減のための大胆な改革が必至となっている。

以上のような厳しい財政状況のなか、小泉内閣は2003年、構造改革の支柱の一つとして、三位一体改革を打ち出した。

三位一体改革とは、国と地方の関係と分担を再検討し、地方への権限の移譲と財政再建によって地方分権と小さな政府の実現をめざす改革である。「三位一体」とはキリスト教の宗教用語であるが、3つのことを一体として取り組むことを意味し、**補助金・地方交付税および税源の地方への移譲**という関連する3つの制度を同時かつ包括的に改革することであり、基本方針は以下の如くである。

- (1) 国は補助金を通じて地方の行政サービスや公共事業をコントロールしてきたが、その結果、自治体の行政運営の自由は制限されていた。自治体は補助金に合せて事業の優先度を決める傾向があり、そのためバブル時代、住民のニーズに合わない豪華な「箱モノ」が補助金を利用して各地に横並びで建設されたことは否定できない。したがって、地域住民のニーズを反映した行政サービスや公共事業を効率的に行なわれなければならず、そのためには補助金の多くを縮小・廃止し、地方の自主性・自由度を高める必要がある。
- (2) 地方が主体的に事業を遂行できるように、税源の移譲を行なう。すなわち、補助金を減らして地方に税源を移譲する際、事業の必要性を吟味したうえで、義務的事業はほぼ全額、その他は8割を目途に国税の税源を移譲する。
- (3) 補助金の削減額が税源の移譲額を上まわる分が、財政再建に寄与する。一方、地方の側では補助金は減少するものの自由に使える税収が増えるので、無駄な支出を逆に削減でき、効率的な財政運営ができるというメリットが生じる。

- (4) 地方交付税の改革も重要となる。既に述べたようにほとんどの自治体が地方交付税依存の財政運営を行っており、「地方交付税が財政赤字を生んでいる」、「地方の無駄遣いを助長している」という批判も多い。このため、補助金改革とともにスリム化が必至である。

2004年11月、小泉内閣は三位一体改革の具体案を提示した。それは2004年から06年を改革期間として、その間に①補助金を4兆円削減する、②国の所得税から地方の住民税に3兆円規模の移譲を行なう、③地方交付税を兆単位で削減する、という内容である。

2004年末から05年にかけて、三位一体改革の具体案をめぐる、政府（中央）と地方との間で議論が展開されたが、対立の構図は、各省庁と地方との利害の対立である。

たとえば、義務教育費をめぐるのは、地方が補助金の廃止・地域の自主的判断による内容の多様化を求めているのに対して、文部科学省は全国水準を確保するために補助金の堅持を主張する。生活保護費を巡っては、厚生労働省が補助金方式を残しながら給付を削減し、地方の負担率の引き上げを求めるのに対して、地方は、補助金方式を維持しながら地方に負担増加を求めることに反対する。また公共事業については、財務省が地方の公共事業へ補助金は原則廃止を主張しているのに対して、地方は廃止後の財源を求める、というものである。

〔4〕 構造改革特区と日本の農業

小泉内閣は2003年、構造改革の切り札と構造改革特区の構想を打ち出した。構造改革特区とは、農業・医療・教育などの分野で、地域を限定して実験的に規制を緩和・撤廃する試みであり、もし懸念されるようなトラブルや問題がなく、経済の活性化に寄与するならば、全国に広げることを企図している。これまでも規制緩和の必要性が叫ばれ、全国一律の緩和を目標としてきたが、既得権益をもつ業界や監督官庁そして圧力団体に当落を握られている政治家などによって阻止されてきた。したがって特区はこの厚い壁を「地域限定の実験」という手法で打ち破ろうとするものであり、具体的には、次のような手続きによ

って承認される。

まず構造改革特区推進室が年に2回程度、地方自治体や民間から、特区についての具体的な提案を募る。次いで提案に基づいて特区推進室が所管する省庁と協議し、規制緩和の特例措置が認められれば、特区が誕生することになる。

ではどのような特区が多いのだろうか。2005年3月の第7次認定までの累積をみると、分野別では小学校での英語教育や小中一貫教育など教育関連が110件で最も多く、次いで株式会社の参入など農業関連が91件、幼稚園と保育園の連携・一体化の推進関連の72件となっているが、具体的な例を以下、8例ほどあげておこう。

①官民共同窓口による職業紹介（札幌市）、②農家民宿でのどぶろくの製造（岩手県）、③講座修了者へのIT関連試験の一部免除（宮城県）、④小中学校の「日本語」科の設置（東京都世田谷区）、⑤競輪場の入場料無料化（福井市）、⑥小学校にそろばん教育をする「計算科」の設置（尼崎市）、⑦レンタカー型カーシェアリング・システムの導入（広島県）、⑧家畜のふんを利用したカブトムシの飼育、などである。

なお歴史的にみると経済特別区では、中国の改革開放政策の嚆矢となった深圳経済特区やアイルランドの金融特区が有名であるが、日本の構造改革特区のモデルとなったのは、北欧のフリー・コミューンの実験である。それも自治体（コミューン）が地域からの具体的な提案を受け、地域限定で規制を緩和し、成功すれば全国に広げるというものであり、80年代にスウェーデンから始まり、フィンランド・ノルウェー・デンマークへと広がっていた。

ところでわれわれは、特区の認定で教育関連に次いで、株式会社の農業参入など農業関連分野が第2位であることに注目したい。

これまで日本で農業を営むことができたのは農地を所有する農家および農家を主たるメンバーとする農業法人に限られていたため、株式会社は直接、農業分野に参入することができなかった。それは安易に農地を株式会社に開放すると、農業以外の目的に転用されるという主張が農業保護派によって繰り返されてきたからである。

しかし今日、日本の農業は大きな転換期を迎えている。それは第1に、経済のグローバル化のもと、2国間あるいは複数国間でのFTA（自由貿易協定）の締結が進んでいるが、日本のFTAの交渉は、農業部門の規制緩和と市場開放の遅れのため停滞していることである。

第2に、これまで日本の農業を支えたシステム（規制・保護と自作小規模経営）が21世紀を迎えて存続困難になっていることである。たとえば国内の農家戸数は1990年から2003年までで約2割が減少、65歳以上の高齢農業従事者は同じく90年は全体の36%だったのが、03年には56%にもなり、加えて後継者難も深刻で、耕作放棄地も全農地の約7%に達している。まさに日本の農業は消滅の危機にあるといえる。

以上のような日本の農業をとりまく厳しい状況を受け、構造改革特区での農地利用の規制緩和がスタートした。地方自治体が国に申請し認められた農業特区で、株式会社は自治体から農地（しばらくは耕作放棄地）を借入れて参入、現在全国で50地域が認められており、農水省はこの農地借入れを方式を全国に広げる方針である。いうまでもなく**農業への株式会社の参入**は企業のもつ様々なノウハウが活用され、農業でのイノベーションや新展開が期待でき、たとえば居酒屋大手のワタミ・フードサービスは千葉県で有機野菜の栽培に取り組む。

次にわれわれが農業特区で注目するのは**地元の建設業者の農業への参入**である。建設業界はバブル期に肥大化、バブル崩壊後も景気対策の公共事業が増加したために、建設投資額（民と官の合計）は96年まで、ピーク時の70～80兆円の水準を維持していたが、その後急速に減少、2004年には50兆円台に落ち込んでいる。そのため近年、地方の建設会社が福祉や環境・農業などの異業種に進出する動きが出てきており、とりわけ農業分野への進出が顕著なのは、構造改革特区の利用が可能になったからである。すなわち地方では、高齢化や過疎化の進行で遊休農地が増える一方で、農業と並ぶ主要産業である建設業も公共事業の削減で大きな打撃を受けており、建設業界の農業への参入は地域の活性化の有力な手段となる可能性が大きいといえるだろう。

〔5〕 規制改革の推進と市場化テスト

戦後の高度経済成長の時代が終り、日本経済が低成長とグローバル化そして公債の大量発行の時代を迎えると、それまでの政府の規制や介入などの政策の弊害が指摘され始める。

一般に経済活動への規制は、それが求められた当時には必要性があったとしても、時がたち経済社会環境が変化してくると、規制自体が無理・無意味になるとともに、企業の新たな事業展開や革新的な試みの阻害要因ともなる。実際、経済社会が豊かになると、人々のニーズは福祉・教育・医療を含む様々なサービス分野へ向う傾向があり、規制や保護がなければ市場が新規参入によって拡大し、競争の激化により良質で低価格のサービス供給が可能となる。しかし日本ではこのような分野の多くが法律や政府の許認可で参入が規制されており、質の向上と価格低下が妨げられてきたのである。

ところが近年、多くの産業分野で、規制を緩和・撤廃する動きが広まっている。たとえば90年代後半以降、大規模小売店舗法の見直しや電力の小売自由化、純粹持ち株会社の解禁などが行なわれ、さらに交通・運輸の分野では、2000年から国内の航空運賃が認可制から事前届出制に移行、そのため各航空会社は利用者の利便を配慮した種々の割引運賃制を導入した。またタクシー料金についても2002年から弾力化が進み、遠距離割引や定額運賃が可能となった、等々である。

以上のように、政府は1995年から始まった規制緩和推進3ヶ年計画以降、10年間にわたって改革に取り組んでおり、2004年より、民間主導による経済発展を目指して、新たに**規制改革・民間開放推進3ヶ年計画**がスタートした。今回の計画では、多くの業務で官より民に委ねた方が効率でサービスも改善するという前提のもとで、これまで国や公共団体が独占してきた官業も民間に開放しようとするものである。なお、これまで進めてきた公的関与の強い分野での規制緩和としては、たとえば、有料職業紹介、混合診療の解禁、幼稚園と保育所の一元化、高速電力線の使用、一般小売店での医薬品（風邪薬や鎮痛薬などを除く一部）の販売などをあげることができる。

図5-4 2005年度の市場化テストの対象

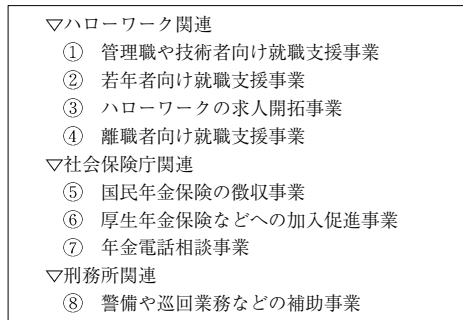
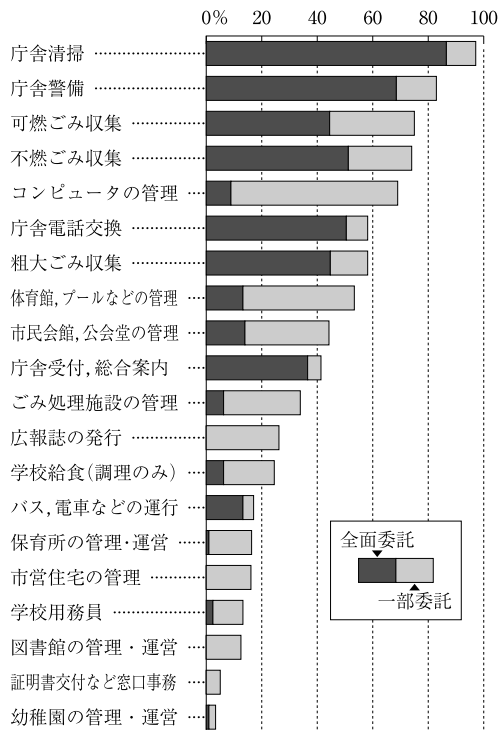


図5-5 主な行政サービスの民間委託動向（有効回答519市）



では、官業の民間への開放はどのようにして行なわれるのだろうか。それは既に米国や英国・オーストラリアで実施されている、市場化テストと呼ばれる方式の導入である。

市場化テストとは、官が独占していた公共サービスの担い手について、官と民が対等の立場で入札に参加し、費用や業務内容の面で優れている方に公共サービスの供給を任せる制度である。しかも対象となる事業を民間が提案できるのも特徴であり、PFIと同様に、民間の知恵やノウハウを活用して公共サービスのコスト削減に生かすことができるというメリットもある（なお、図5-4のように、05年度は8件である）。

ところで公共サービスの民間委託は、数年前から全国の自治体で広まっており、図5-5のように、地方のリストラの有力な手段となっている。実際、全国の自治体を対象とした官民のコストの比較調査においても、可燃ゴミ収集において委託は直営の約半分のコストという結果が示されている。さらに2003年の地方自治法の改正によって、自治体や外郭団体などに限られていた公共施設（駐車場や公園などの社会基盤施設、展示場など産業振興施設、病院などの医療社会施設、博物館や美術館などの文教施設、体育館などのスポーツ・レクリエーション施設）の運営自体を外部委託できる指定管理者制度が始まり、全国の自治体で導入が広がり、注目が集っている。

Ⅵ 補 論

補論1 古典派の財政理論

自然の秩序の尊重と自由放任主義を主張するフランスの重農主義（その中心はケネー）の影響を受けたアダム・スミス（Adam Smith）は、植民地の経営、特権的商人の擁護、特定産業の保護・育成など、いわゆる重商主義的な国家の経済への介入を批判し、自由な市場経済が国富の増大をもたらすと主張した。すなわち、国家による規制や介入のない市場経済が分業を促し、分業による労

働生産性の上昇が資本蓄積と富の増大を可能にする。一方国家活動自体は富の創造ではなく消費であり、資本の蓄積を妨げる要因となる。実際、スミスの時代の英国では、民間の資本によって有料の道路や運河の建設が盛んに行なわれていたのである。

それゆえ必要最小限の国家の役割を最小の経費で効率的に遂行することを理想とする国家観が生まれたのであり、それが古典派の理想とする安価な政府である。

したがって歳出はすべて租税で賄うことが望ましく、安価な歳出の増加を招きやすい公債発行を否定し、租税についても、資本の蓄積を妨げるような租税に反対する。すなわち、国家の役割を、国防・司法・一定の公共事業および国家元首の威厳の維持という、国家にしかできない役割に限定したうえで、租税については、利子や賃金などへの所得課税を悪税とみなし、不労所得に対する課税である地租税や家賃税、贅沢品の輸入に対する課税を推奨する。

そしてスミスは、後世の租税原則の嚆矢となる4つの原則を提示する。

- (1) 公平の原則——国民は政府の保護のもとで享受する便益、すなわち収入に応じて納税しなければならない。
- (2) 現実の原則——租税は任意であってはならず現実でなければならない。
納税の時期・方法・金額は簡明であり、徴税官の恣意に左右されてはならない。
- (3) 便宜の原則——租税は最も便宜な時期や方法で課されなければならない。
- (4) 徴税費最小の原則——国民の実際の納税額と国の収受額との差が最小であること、すなわち徴税にかかるコストは最小でなければならない。

補論2 国家経費の膨張

初期の資本主義経済においては、「安価な政府」が理想とされ、国家の役割も最小限であることが望ましいと考えられた。しかし資本主義経済が発展するとともに、産業基盤の整備・充実のための公共投資や階級（労働者階級と資本家階級）間の調和をはかるための福祉政策を政府に求めるようになり、とりわけ

新興工業国として台頭し始めたドイツで顕著であった。

このような時代背景のなか、19世紀のドイツの財政学者であるワグナー（A. Wagner）は、近代国家の動向を観察、財政への需要が増加するという各国に共通する経験法則を発見する。これがワグナーの**国家経費膨張の法則**であり、それをふまえ次のような**租税原則**を提示する。

第1の租税原則は、経費を賄うに十分な税収をあげられ、かつ税収が十分に伸縮的なことであり、第2は税源および税の種類の選択を適切を行なうことである。

さらにワグナーは、国家の租税政策は所得や富の不平等を是正する役割を果たすべきであるという立場から、第3の租税原則を、「**担税能力のあるすべての国民がその担税能力に比例して、租税負担は国民に平等に分配されなければならない**」としたが、ここから導かれる具体的な課税方法は、最低生活者層の免税、労働所得の軽税そして累進的な所得税である。また公債については、それが公共事業などの生産目的であれば容認できるという見解を示した。

次いで19世紀から20世紀にかけての時期の主要国を対象にワグナーの法則の実証分析を行なったのがニッチ（F. Nitti）であり、次の5つを経費膨張の要因としてあげた。①軍事費の断え間ない増加、②電話・鉄道などの通信・運輸の整備・充実を含む公共事業費の増加、③戦争に伴う戦費の膨張、④社会福祉的な支出の増加、⑤治安維持・教育・公衆衛生・行政サービスなどの支出の増加、である。

1961年、ピーコック（A. Peacock）とワイズマン（J. Wiseman）は1890年から1995年までの英国の財政支出の長期分析から、経費膨張の傾向は認めるものの、それは直線な増加ではなく、低い水準から高い水準へ段階的に転位するように増加すると指摘し、これを**転位効果**と呼んだ。このような財政規模の転位は、戦争や大不況などを契機に生じ、その後も以前の水準に戻らず高水準が維持され、さらに次の社会的動乱で次の転位が生じるという指摘であり、それに伴って国民が許容する租税負担水準が高まるとともに、教育や福祉など政府に求める公共サービスも増大していくというものである。

ところで1970年代に入ると、ブキャナン（J. M. Buchanan）を中心とするヴァージニア学派は、ケインズ流の積極的な財政政策が代議制民主主義の政治システムのもとで行なわれたことが、財政赤字による経費の膨張と公共部門の肥大化を生んだと主張するようになる。彼らによると、財政赤字は次のようにして拡大していく。

不況克服策として赤字財政政策を政府が提唱すると、国民は直接的な負担を感じることなく歳出の増加や減税という利益が得られるとして政府を支持する。すなわち国民は財政錯覚に陥りやすく、赤字財政の真の負担である公債残高の増加やその後のインフレーションを軽視する。逆に、政府が歳出削減や減税による財政の黒字化を提案すると、国民はそれを負担増ととらえ、公債残高の減少やインフレ回避という長期的な利益を見ようとせず、政府の政策に反対することが多い。一方政治家は選挙での勝利を最優先するので、国民の支持しない政策を避けようとし、その結果、不況期には財政の赤字化政策がとられるが、好況時の黒字化政策は実行されずらい。しかも公共支出の増加によって利益をえた業界や団体からは削減反対の声も高まり、債務残高の累積が進んでいくのである。

補論3 政府の経済的役割

政府の経済的役割を広くとらえるならば、次の6つに要約できる。

- (1) 法的・制度的枠組みの設定——政府は市場経済の秩序と安定を維持していくために、私的所有権の確定、契約履行の保証、不当な経済行為や不正な契約・取引の排除など、いわゆる市場経済の「ゲームのルール」を設定し順守させなければならない。
- (2) 純公共財サービスの供給——政府は市場での供給が困難な純公共財サービス（その財の性格上、「ただ乗り」の排除が極めて困難で、しかも共同利用が可能な財サービス）の最適量を供給しなければならない。公共財サービスには、国防・警察・消防などのサービスの他、道路・港湾・橋・公園などの施設の供給も含む。

- (3) 準公共財サービスの供給——教育や医療などの準公共財サービスは、純粋な公共財サービスと違い、民間でも供給可能であるが、それ自体が社会的な有用性を伴うので、政府は準公共財サービスの供給についても、一定の責任をもつことが望ましい。
- (4) 外部効果への介入——公害の発生のように、負の外部効果が生じる場合、政府は、それを規制する手段（法的な指示・命令や課税）を講ずる責任がある。逆に正の外部効果が生じる場合には、それを奨励する意味で補助金を出すことが望ましい。
- (5) 所得の再分配——政府は私有財産制と自由な経済活動のもとで生じる現実の所得分配を国民が求める「理想的」分配に近づけるために、さまざまな是正措置をとることが要請される。具体的には、最低水準以下の貧困層の救済と分配の不平等の是正であり、前者は公的扶助や社会保険などの社会保障制度で、また後者は利子・配当課税や累進税率の所得税などで解決が図られる。
- (6) 総需要のコントロール——総需要の変動による不況やインフレに対しては、財政政策および金融政策（中央銀行と協同で）を用いて総需要を安定化させることが求められる。

補論4 合理的期待と財政の中立命題

第2次大戦後、経済学は著しい発展を遂げ、とりわけミクロ経済学においては、家計や企業の最適化理論の厳密化・精緻化が進んだが、驚くべきことに期待形成に関する理論はほとんど進歩が見られなかった。たとえば、利潤最大化を目指す企業にとって、次期の市場価格の予想は決定的に重要であるにもかかわらず、多くの企業理論が合理的な説明を欠く適応的な期待形成の仮定で済んでいたのである。たとえばそれは、「前期から今期にかけて価格が上昇していれば、次期も上昇する」というタイプであり、最も単純には「今期の価格は来期も成立する」というものである。

しかしこのような価格予想を行なう企業は価格変動の大きい農産物市場では

損失を蒙り続けることになる。それゆえ1961年、ミューズ（J.Muth）が次のような**価格予想の形成における合理的理論**を提示する。

- (1) 企業は過去の価格を含め収集可能なあらゆる情報を利用して正しい価格を予想しようとするならば、予想外の外生的なショックが生じない限り、予想価格は次第に現実の価格に近づいていく。
- (2) 市場に参加している多くの企業がそれぞれ価格を正しく予想しようとするならば、たとえ正確な予想ではないとしても、それぞれの予想価格は実際の価格を中心に均等に分布するだろう。すなわち、予想価格の期待（平均）値は、実際の価格とほぼ等しく、分散も均一で一方に偏ることはない。

以上のような**合理的期待仮説**は60年代には注目を集めるようなことはなかったが、70年代に入るとポスト・マネタリスト派というべき若き経済学者（ルカス・サージェント・バローなど）がマクロ経済学の分野に適用し、いわゆる**経済政策の無効命題**（あらかじめ予知された総需要政策は有効性を失う）を導出する。それはたとえば、中央銀行がマネーサプライの増加を公表すると、企業も労働者もインフレを予想し、そのために貨幣賃金はインフレに遅れることなく上昇するので、生産や雇用は増加しないという理論である。

では、合理的期待学派の政策無効命題は、財政の赤字化政策の無効をどのように説明するのだろうか——それがバロー（R. J. Barro）の**中立命題**である。

いま政府が公債発行によって財政を赤字化したとしよう。この場合、予想形成が合理的ならば将来の増税を予想するから、国民の多くはそれに備えて貯蓄を増加させ、消費を減少させる。すなわち、財政赤字の増加は消費の減少によって相殺され、総需要は変化しないというのがバローの理論の核心である（なお、同じ考え方はリカードの「等価定理」で示されている）。したがって、中立命題が成立するならば、国民は公債の増加に備えて貯蓄を増加させるから、形式的には公債負担の問題は生じないが、このことは政府が公債発行（財政赤字）を容易に行なえることを意味するのではなく、むしろ逆である。なぜならば、国民はいわば「強制貯蓄」という増税と同じ負担を強いられているからであり、貯蓄を増加させるとともに政府に財政赤字化政策の中止を求めると考えられる。

では現実には、財政赤字の拡大に伴って国民の貯蓄は増加するのだろうか——少なくとも先進国での実証研究では明確な結論はでていないが、理論的に現実的にも貯蓄の増加がある程度促されることは間違いないので、本論ではこの効果を、**バロー＝リカード効果**と呼ぶことにする。

そこで最後に、現実経済におけるバロー＝リカード効果について、次の2つの論点を示しておこう。

- (1) もし財政赤字によって増加する公共投資の内容が経済の活性化や生産性の上昇に貢献するような産業基盤投資ならば、国民は将来の所得増加を予想するから、増税に備えて貯蓄を増加する誘因は小さくなる。その意味でも、公共投資はその規模や額よりも、内容が重要であることがわかる。
- (2) 財政赤字が拡大している場合、たとえバロー＝リカード効果が生じなくても、国民が増税を予想し、政府に財政赤字を縮小を求めることは十分にありうることであり、それゆえ、多くの先進国の国民は痛みを伴う財政再建を支持したのである（本論のⅢ章を参照）。

補論5 公債の負担をめぐる諸理論

国債の大量発行が続く今日、公債をめぐる大きな争点となっているのが、**将来世代への負担の転嫁**をどのように考えるかである。標準的な理論は「将来世代の人々は、公債発行の場合にのみ、償還のための増税を負担することになるから、現世代から将来世代へ負担は転嫁される」と考えるが、負担の解釈の違いから以下のような諸説が主張されている。

(1) ラーナー (A. Lerner)

負担は不況による労働や資本設備の遊休であるから、国債発行による財政支出によって失業の減少し資本設備が利用されるならば負担は生じない。また将来の増税についても、内国債である限り、増税された分が同じ国民に分配されるのであり、基本的に「家族内のお金の移動」と変らない。

(2) ブキャナン (J. M. Buchanan)

負担は国による強制である。したがって公債を自発的な意志によって購入し

た現世代は負担を感じないが、将来世代は償還にともなって課税され、課税は強制であるから負担となる。

(3) モディリアーニ (F. Modigliani)

負担は資本蓄積の減少による将来所得の減少である。国債発行は民間投資を減少させ（クラウディング・アウト）、それが経済成長率の低下を通じて、将来世代の所得を減少させることになる。

(4) バロー (R. J. Barro)

補論4で述べたように、合理的期待のもとでは公債発行と課税は同義であるが、現世代ではなく将来世代が課税される場合にも、中立命題が成立するのだろうか。将来世代にとって現世代への課税は遺産の減少となるのに対して、国債の場合には、遺産の増加分が償還のための課税にあてられ、やはり同じになる（より詳しくは、財政学のテキストを参照）。

補論6 日本の国債

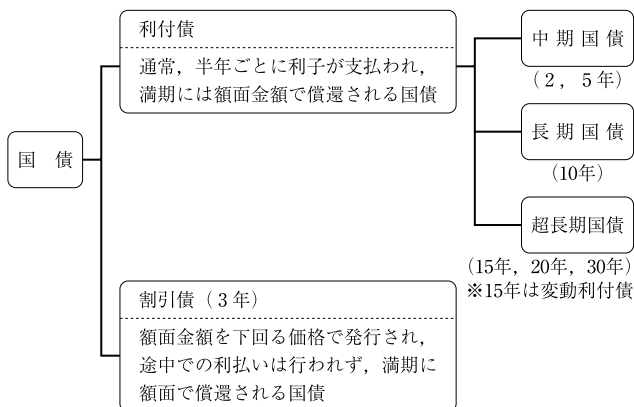
国債とは国がその経費を賄うために借入れる債務であり、確定利子付き債券として市場から調達する。なお地方自治体が発行するのが地方債であり、国債と地方債を合わせて公債と呼ばれる（以下、国債と呼ぶ）。

一般的に租税が法律と権力によって強制的に徴収されるに対して、国債は任意の原則によって調達されるのが特徴であり、多くは長期間にわたって便益をもたらす公共事業のような場合に、経費の負担を長期間に分散・平準化するために発行され、日本では建設国債と呼ばれる。これに対し、公共事業以外の一般財源の不足を補うために発行されるのが特例国債（通称赤字国債）である。くわえて国債の償還を先延すために発行されるのが借換国債であり、さらに2001年4月からの財政投融资改革によって発行され始めたのが財投債である。

また国債は発行・起債する場所によって、内国債と外国債に分けられ、次いで償還までの期間の長短によって、図6-1のように分類される。

ところで現在、日本では大量の国債が発行されているが、それはどのような法律に依拠しているのだろうか。周知のように日本では昭和恐慌の際（1931年

図 6-1

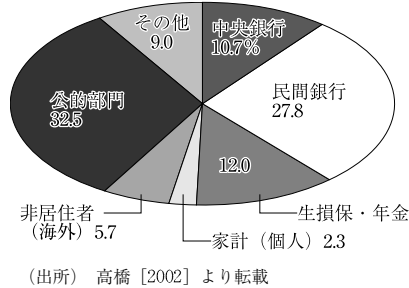


以降）、不況を克服するために、高橋是清蔵相がいわゆる日銀引受けによる国債発行を行ない、景気回復には成功したものの、その後軍備拡張の手段に悪用されるという苦い経験をもつ。そのため戦後、国債発行に関しては、**財政法第4条**で厳しく制限されたのである。すなわち「国の歳出は、公債や借入金以外の歳入を以って、その財源としなければならない」というものであるが、次の但し書きが、建設国債の根拠となる。「但し、公共事業、出資金および貸付金の財源については、国会の議決を経た範囲内で、公債を発行しまたは借入金をなすことができる」。

また第5条では、「すべて公債の発行については日本銀行にこれを引受けさせ、また借入金の借入れについては、これを日本銀行から借入れてはならない」として日銀引受けによる国債発行を禁止しているが、「但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りではない」と特別な例外を認めている。現在発行されている特例国債は、この但し書きに依拠しているが日本銀行の直接引受けはなく、市中消化を原則としている。

ところで、大量に発行されている日本の国債はどのような主体によって保有されているのだろうか。日本の特徴は、公的部門・民間銀行・生損保会社など

図 6-2 (2001年3月現在)



が多くを保有していることである（図6-2）。公的部門の代表としては郵便貯金・簡易保険・公的年金があげられるが、これらは以前は全額が大蔵省の資金運用部に集められ、国債と財政投融资に向けられていた。財政投融资制度改革以降、全額自主運用となったが、安全な運用が最優先されており、今後とも国債の購入が中心となることは間違いない（もし郵政民営化が実現するならば変わる可能性はある）。

銀行は以前から国債の保有を資産選択の対象としてきたが、バブル崩壊後の国債の大量発行とともに国債保有を増やしてきた。それは平成不況の長期化によって民間企業の資金需要が低迷したことに加え、不良債権の増大に苦しむ銀行側も自己資本に関する BIS 規制をクリアするために、リスクを伴う貸出しを抑え、無リスク資産である国債を選ばざるをえなかったからである。

では本当に国債は無リスク資産なのだろうか。債券のリスクには、債券を満期以前に流通市場で売却（転売）して現金化する場合に生じる価格変動リスク（値下りしていれば差損が生じ、値上りしていると差益を得る）と元金や利子の支払を履行できなくなる信用リスクがあるが、これまでは国債は政府保証債であるから、信用リスクはないと主張されてきた。しかし2001年12月、アルゼンチン政府は対外債務の支払い停止を宣言、事実上の債務不履行（いわゆるデフォルト）に陥り、国債の信用リスク問題がにわかにクローズ・アップされ始める。

世界の大企業や各国の国債の信用リスクを評価し格付けを行なうムーディー

ズやスタンダード・アンド・プアーズ社は、少なくとも1998年頃までは日本の国債に最高級の格付けを与えていたが、その後の国債の大量発行を受けて格付けを下げ始め、05年4月現在、ムーディーズは上から6番目のA2、スタンダード・アンド・プアーズ社は上から4番目のAA-であり、いずれも発展途上国並の低評価である。

このような格付けの低さに対して日本政府は、「日本の国債は95%が国内で消化されている。それに1400兆円にものぼる個人金融資産と巨額の対外純資産、恒常的な国際収支の黒字など、政府の債務支払いの裏づけは十分にある」と反論しているが、財政赤字削減の向けての具体的なシナリオを提示し実行していかなければ、日本政府の信用が一挙に失墜して国債が暴落することも十分にありうる。「日本のアルゼンチン化」という悪夢も正夢になるかもしれないのである。

参考文献

- ・浅子・篠原『入門日本経済（新版）』2000年，東洋経済新報社。
- ・安藤博『赤字財政の軌跡（上・下）』1987年，金融財政事情研究会刊。
- ・池上惇『財政思想史』1999年，有斐閣。
- ・井熊均『PFI』1998年，日刊工業新聞社。
- ・石弘光『ケインズ政策の功罪』1980年，東洋経済新報社。
- ・——監修『財政構造改革白書』1996年，東洋経済新報社。
- ・——『国の借金』1997年，講談社。
- ・井堀利宏『経済学で読み解く日本の政治』1999年，東洋経済新報社。
- ・——『財政赤字の正しい考え方』2000年，東洋経済新報社。
- ・——『財政再建は先送りできない』2001年，岩波書店。
- ・——『ゼミナール 公共経済学入門』2005年，日本経済新聞社。
- ・井堀・土井『財政読本（第6版）』2002年，東洋経済新報社。
- ・小野善康『誤解だらけの構造改革』2001年，日本経済新聞社。
- ・大川政三編『財政論』1975年，有斐閣。
- ・加藤治彦『日本の財政（平成14年度版）』2002年，東洋経済新報社。
- ・神野・金子『地方に税源を』1998年，東洋経済新報社。
- ・——『財政崩壊をくい止める』2000年，岩波書店。

- 竹中平蔵『あしたの経済学』2003年，幻冬社。
- 高橋乗宣監修『日本国債』2002年，かんき出版。
- 塚崎公義『よくわかる構造改革』2001年，東洋経済新報社。
- 土井丈郎『財政学から見た日本経済』2002年，光文社。
- ——『三位一体改革——ここが問題だ』2004年，東洋経済新報社。
- 中谷巖『入門マクロ経済学（第4版）』2003年，日本評論社。
- 中谷徹『行政の不良資産』1996年，自治体研究社。
- 内閣府『経済財政白書（平成16年度版）』2004年。
- 野口・田中『構造改革論の誤解』2001年，東洋経済新報社。
- 林・永久編著『世界はこうして財政を立て直した』2001年，PHP 出版。
- 深尾光洋『日本破綻』2001年，講談社。
- PFI ビジネス研究会『PFI ビジネス』2002年，日本能率協会。
- ブランシャール・O『マクロ経済学（下）』2000年，東洋経済新報社。
- 本間正明編著『ゼミナール 現代財政入門』1990年，日本経済新聞社。
- 真壁・玉木・平山『国債と金利をめぐる300年史』2005年，東洋経済新報社。
- 松原聡『日本のリストラ』1999年，東京書籍。
- 水野正一編『赤字財政の経済学』1988年，名古屋大学出版会。
- 宮脇・宮下『財政システム改革』1995年，日本経済新聞社。
- 屋山太郎『抵抗勢力は誰れか』2002年，PHP 出版。
- 吉田和男『財政赤字の経済学』1983年，東洋経済新報社。
- ——『現代日本財政論』1991年，有斐閣。
- ——『財政改革は日本を救う』1998年，日本経済新聞社。
- ——『日本経済再建——「国民の痛み」はどうか』2001年，講談社。